

○南富良野町生活安全条例

平成9年12月19日

条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、町民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を行うことにより、犯罪と事故等のない安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、町民の安全意識の高揚と自主的な安全活動を確保するため、啓発活動及び生活環境の整備等総合的な生活安全対策の実施並びに犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号。以下「法」という。)に基づく犯罪被害者等のための施策の推進に努めなければならない。

2 町長は、前項の実施にあたっては、国及び他の地方公共団体、警察署その他必要な関係機関・団体(以下「関係機関等」という。)と緊密な連携を図らなければならない。

(町民の責務)

第3条 町民は、自らの生活の安全確保及び地域の安全活動の推進に努めるとともに、町及び関係機関等が実施する前条に定める生活安全対策等に協力しなければならない。

(広報、啓発活動等の実施)

第4条 町長は、町民に対し生活安全に関する広報、啓発活動を積極的に行うほか、必要な情報を提供するものとする。

(生活安全推進協議会の設置)

第5条 町長は、関係機関等と連携を図り、生活安全対策の実施を効果的に推進するため、南富良野町生活安全推進協議会を設置する。

(支援及び団体への助成等)

第6条 町長は、地域における生活安全活動を促進するため、関係団体に対し助成等の支援を行うことができる。

2 町長は、法に基づき犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などの支援に努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

○和寒町生活安全推進条例

(目的)

第1条 この条例は、交通安全並びに犯罪等の防止(以下「町民の安全」という。)に関して基本となる事項を定めることにより、全ての人の安全で快適な生活の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において町民とは、和寒町に住所を有する者及び町内に滞在する者並びに町内に所在する土地、建物、事業所等の所有者及び管理者をいう。

2 この条例において犯罪被害者等とは、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する被害者等をいう。

(基本理念)

第3条 町民の安全は、快適な生活を実現させるための基本であり、現在及び将来にわたって確保されなければならない。
(1) 交通の安全は、人命尊重を基本に町民一人ひとりが、法令を遵守することや交通道徳を高めることにより確保されなければならない。

(2) 犯罪の防止は、自己防衛を基本に町民一人ひとりが、法令を遵守することや犯罪の発生を未然に防ぐ環境づくりに努めなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、この条例の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

(1) 町民の安全確保に関する教育や広報、啓発活動の実施並びに必要な情報の提供。

(2) 交通や犯罪を防止するための環境整備に関すること。

(3) 町民の自主的な安全活動に対する支援。

(4) 町民の安全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずること。

(5) 高齢者の生活安全対策に関すること。

(6) 犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、及び再被害防止を図るために必要な情報の提供及び助言を行うこと。

(7) その他町長が必要と認めた事項

2 町は、前項に掲げる事項を推進するにあたって、関係機関及び関係団体と密接な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、日常生活を通じて自主的に自らの安全活動を実施するとともに、地域や町及び関係機関等が実施する各種安全対策に参加・協力することなど、安全の確保に寄与するよう努めなければならない。

2 町民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、町民及び関係機関が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するように努めなければならない。

(推進会議の設置)

第6条 第4条第2項の規定に基づき、町に和寒町生活安全推進会議を設置することができる。

(団体への助成)

第7条 町長は、条例の目的を達成するために活動する団体に対し、助成その他援助を行うことができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(和寒町交通安全条例の廃止)

2 和寒町交通安全条例(平成11年条例第13号)は、廃止する。

附 則(平成20年3月24日条例第9号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月23日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

○下川町交通安全と防犯に関する基本条例

(平成 12 年 12 月 20 日条例第 31 号)
改正 平成 21 年 6 月 19 日条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、交通の安全、犯罪の防止等(以下「町民の安全」という。)に関して基本となる事項を定めることにより、町と町民が協力して安全で住み良い地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 町民の安全は、快適な生活を実現させるための基本であり、現在及び将来にわたって確保されなければならない。

2 町民の安全の確保は、町民一人一人の役割分担のもとに自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第 3 条 町は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 町民の安全の確保に関する教育や広報、啓発活動の実施並びに必要な情報の提供
- (2) 事故や犯罪を防止するための環境整備
- (3) 事故や犯罪の被害者等に対する支援
- (4) 自主的な町民の安全活動に対する支援
- (5) 町民の安全に関する施策を推進するための必要な財政上の措置
- (6) その他町民の安全確保のため必要と認められる事項

2 町は、前項に掲げる事項を推進するに当たって、関係機関及び関係団体(以下「関係機関等」という。)と密接な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第 4 条 町民は、自らの生活の安全意識を高めるとともに、地域や町及び関係機関等が実施する各種安全対策に協力するなど、安全の確保に寄与するよう努めるものとする。

(団体への助成等)

第 5 条 町長は、この条例の目的を達成するために活動する関係団体に対し、助成等の支援を行うことができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 6 月 19 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○音威子府村安全で住みよいむらづくりに関する基本条例

平成 12 年 6 月 20 日

条例第 26 号

(目的)

第 1 条 この条例は、交通の安全及び犯罪の防止並びに犯罪被害者等の支援(以下「村民の安全」という。)に関して基本となる事項を定めることにより、すべての人の安全で住みよい生活の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、村民とは、音威子府村に住所を有する者及び村内に滞在する者並びに村内に所在する土地、建物、事業所等の所有者及び管理者をいう。

(基本理念)

第 3 条 村民の安全は、住みよい生活を実現させるための基本であり、現在及び将来にわたって確保されなければならない。

(1) 交通の安全は、人命尊重を基本に村民一人ひとりが、法令を遵守することや交通道徳を高めることにより確保されなければならない。

(2) 犯罪の防止は、自己防衛を基本に村民一人ひとりが、法令を遵守することや犯罪の発生を未然に防ぐ環境づくりに努めなければならない。

(3) 犯罪被害者等の支援は、「犯罪被害者等基本法」(平成 16 年法律第 161 号)の目的に基づき、犯罪被害者等が再び平穏な生活が営むことができるよう、理解と配慮それに協力を行うことに努めなければならない。

(村の責務)

第 4 条 村は、この条例の目的達成のため、次の各号に掲げる事項を実施するよう務めなければならない。

(1) 村民の安全確保に関する教育や広報、啓発活動の実施並びに必要な情報の提供に関すること。

(2) 事故や犯罪を防止するための環境整備に関すること。

(3) 事故や犯罪の被害者等の支援に関すること。

(4) 村民の自主的な安全活動に対する支援に関すること。

(5) 村民の安全に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずること。

2 村は、前項に掲げる事項を推進するにあたって、関係機関及び関係団体と密接な連携を図るものとする。

(村民の責務)

第 5 条 村民は、日常生活を通じて自主的に村民の安全活動を実施するとともに、地域や村及び関係機関等が実施する各種安全対策に参加・協力することなど、村民の安全の確保に寄与するよう務めなければならない。

(団体への助成)

第 6 条 村長は、条例の目的達成をするために活動する団体に対し、助成その他の援助を行うことができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 6 日条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○中川町安全で住みよいまちづくりに関する基本条例

(平成 12 年 6 月 23 日条例第 39 号)
改正 平成 21 年 3 月 19 日条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、交通安全及び犯罪の防止並びに犯罪被害者等の支援(以下「町民の安全」という。)に関して基本となる事項を定めることにより、すべての人の安全で住みよい生活の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、町民とは中川町に住所を有する者及び町内に滞在する者並びに町内に所在する土地、建物、事業所等の所有者及び管理者をいう。

(基本理念)

第 3 条 町民の安全は、住みよい生活を実現させるための基本であり、現在及び将来にわたって確保されなければならない。

(1) 交通の安全は、人命尊重を基本に町民一人一人が、法令を遵守することや交通道徳を高めることにより確保されなければならない。

(2) 犯罪の防止は、自己防衛を基本に町民一人一人が、法令を遵守することや犯罪の発生を未然に防ぐ環境づくりに努めなければならない。

(3) 犯罪被害者等の支援は、「犯罪被害者等基本法」(平成 16 年法律第 161 号)の目的に基づき、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、理解と配慮それに基づく協力を行うことに努めなければならない。

(町の責務)

第 4 条 町は、この条例の目的達成のため、次の各号に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

(1) 町民の安全確保に関する教育や広報、啓発活動の実施並びに必要な情報の提供に関すること。

(2) 事故や犯罪を防止するための環境整備に関すること。

(3) 事故、犯罪等の被害者等の支援に関すること。

(4) 町民の自主的な安全活動に対する支援に関すること。

(5) 町民の安全に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずること。

2 町は、前項に掲げる事項を推進するにあたって、関係機関及び関係団体と密接な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第 5 条 町民は日常生活を通じて自主的に町民の安全活動を実施するとともに、地域や町及び関係機関等が実施する各種安全対策に参加・協力することなど、町民の安全の確保に寄与するよう務めなければならない。

(各種団体への助成)

第 6 条 町長は、条例の目的達成をするために活動する団体に対し、助成その他の援助を行うことができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 19 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○増毛町安全で住みよいまちづくり条例

(目的)

この条例は、町民の生活安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図り、もって安全で住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

この条例において「町民」とは、増毛町（以下「町内」という。）に住所を有する者及び滞在する者並びに町内に所在する土地、建物の所有者及び管理者をいう。

2 この条例において「事業者」とは、町内において商業、工業、金融業その他の事業を営む者をいう。

3 この条例において「安全活動」とは、日常生活に危害を及ぼす犯罪、事故等による被害を未然に防止するための諸活動をいう。

(町の責務)

町は、この条例の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

(1) 安全で住みよいまちづくりに向けての広報及び啓発に関すること。

(2) 町民、事業者の自主的な生活安全活動に関すること。

(3) 犯罪、事故等の防止及び環境整備に関すること。

(4) 犯罪、事故等の被害者等の支援に関すること。

(5) その他この条例の目的を確保するために必要なこと。

2 町は、前項各号に掲げる事項の推進にあたっては、警察署その他の関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

(町民の責務)

町民は、安全で住みよいまちづくりのため、自らの生活安全の確保及び地域の生活安全活動の推進に努めるとともに、町が行う生活安全施策の推進に協力しなければならない。

(事業者の責務)

事業者は、その事業を営むうえにおいて、前条に定めるもののほか、自主的に行うことのできる防犯上必要とする措置を積極的に講じるよう努めなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○小平町生活安全条例

平成 13 年 6 月 15 日条例第 19 号

平成 21 年 3 月 17 日条例第 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、町民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図るとともに、生活環境の整備を行なうことにより、安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、町民とは、町に住所を有する者及び町内に滞在する者並びに町内に所在する土地、建物、商店、営業所の所有者及び管理者をいう。

(町の責務)

第 3 条 町はこの条例の目的達成のため、次の各号に掲げる事項の推進に努めるものとする。

- (1) 生活安全確保に関する広報及び啓発に関すること
- (2) 町民の自主的な安全活動に対する支援に関すること
- (3) 犯罪及び事故等の防止に配慮した環境の整備に関すること
- (4) 犯罪及び事故等による被害者等の支援に関すること
- (5) 青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害環境の排除に関すること
- (6) 高齢者の生活安全対策に関すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、生活の安全確保のために必要な対策に関すること

2 町は、前項の対策の実施にあたっては、町の区域を管轄する警察署その他必要と認める関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第 4 条 町民は、自らの生活の安全確保及び地域の安全活動の推進に努めるとともに、町が実施する生活安全対策に協力しなければならない。

(生活安全推進協議会)

第 5 条 町に、小平町生活安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、犯罪、事故等の現状把握に努めるとともに、生活安全対策に関する事項について協議し、町長に意見を述べることができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

○苦前町安全で住みよいまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、町民の陸上の交通安全(以下「交通安全」という。)と防犯等、生活の安全の確保に関し、町、町民及び事業者の責務を明確にするとともに町の施策の基本を定めることにより、良好な地域社会の形成と町民の安全活動意識の高揚と自主的活動の推進を図り、もって町民が安心して暮らすことのできる、安全で住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「町民」とは苦前町(以下「町内」という。)に住所を有する者及び滞在する者並びに町内に所在する土地、建物の所有者及び管理者をいう。

2 この条例において「事業者」とは、町内において事業を営む個人、法人官公署等の事業者の代表者をいう。

3 この条例において「犯罪被害者等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

4 この条例において「安全活動」とは、日常生活に危害を及ぼす犯罪、交通事故等を未然に防止するための諸活動をいう。

(町の責務)

第3条 町は、この条例の目的を達成するため次の各号に掲げる事項について必要な施策を講じることとする。

(1) 安全で住みよいまちづくりに向けての広報、啓発に関すること

(2) 犯罪及び交通事故等の防止並びに安全を確保するための環境整備に関すること

(3) 町民、事業者等の自主的な安全活動の支援に関すること

(4) 犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、及び再被害防止を図るため、必要な情報の提供及び助言を行うこと

(5) その他、この条例の目的を達成するために必要な事項

2 町は、前項の各号に掲げる施策の推進にあつては、関係機関及び関係団体(以下「関係機関等」という。)と緊密な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第4条 町民は、相互扶助の精神に基づき、安全なまちづくり実現のため町民自ら諸法令を守り安全確保に必要な措置を講ずることに努め、町及び関係機関等が実施する安全活動に積極的に参加、協力するよう努めなければならない。

2 町民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業を営むうえにおいて、その事業活動が町民の日常生活の安全に支障を来すことのないよう努めるとともに、

自主的に行なう安全上必要とする措置を積極的に講じなければならない。

2 事業者は、役職員等が安全活動に参加しようとするときは、その機会を与えるよう努めなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○羽幌町安全で住みよいまちづくり条例

平成 11 年 12 月 24 日
条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、町民の生活安全意識の高揚と自主的な生活安全の推進を図り、もって安全で住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「町民」とは、羽幌町(以下「町内」という。)に住所を有する者及び滞在する者並びに町内に所在する土地、建物の所有者及び管理者をいう。

2 この条例において「事業者」とは、町内において商業、工業、金融業その他の事業を営む者をいう。

3 この条例において「安全活動」とは、生活に危害を及ぼす犯罪、事故等による被害を未然に防止するための諸活動をいう。

4 この条例において「犯罪被害者等」とは、犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号)第 2 条第 2 項に規定する、犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。)により害を被つた者及びその家族又は遺族をいう。

(町の責務)

第 3 条 町長は、この条例の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

(1) 安全なまちづくりに向けての啓発に関すること。

(2) 町民の自主的な生活安全活動に関すること。

(3) 町民の生活安全を確保するための環境整備に関すること。

(4) その他この条例の目的を確保するために必要なこと。

2 町長は、前項各号に掲げる事項の推進にあたっては、関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第 4 条 町民は、相互扶助の精神に基づき、安全なまちづくりのため自らの生活安全の確保及び地域の生活安全活動の推進に努めるとともに、町が行う生活安全施策の推進に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業を営むうえにおいて、前条に定めるもののほか、自主的に行うことのできる防犯上必要とする措置に積極的に講じるよう努めなければならない。

(犯罪被害者への支援等)

第 6 条 町は、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるよう、必要な情報提供その他支援等必要な施策を講ずるものとする。

2 町は、前項に掲げる事項の推進にあたっては、国、他の地方公共団体及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

3 町民及び事業者は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう配慮に努めるものとする。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 17 日条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○初山別村明るく住みよいまちづくり条例

平成12年3月13日

条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、陸上交通の安全(以下「交通の安全」という。)と生活の安全の確保に関し、基本理念と施策の基本を定めることにより、良好な地域社会の形成その他村民の交通安全・生活安全意識の高揚と自主的な活動の推進を図り、もって村民が安心して暮らすことができる、明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「村民」とは初山別村(以下「村内」という。)に住所を有する者及び滞在する者並びに村内に所在する土地、建物の所有者及び管理者をいう。

2 この条例において「事業者」とは、村内において事業を営む個人、法人、官公署等の事業所の代表者をいう。

3 この条例において「安全活動」とは、生活に危害を及ぼす犯罪、交通事故による被害を未然に防止するための諸活動をいう。

4 この条例において「犯罪被害者等」とは、犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。)により害を被つた者及びその家族又は遺族をいう。

(基本理念)

第3条 交通の安全と生活の安全(以下「村民の安全」という。)は、村民が安心して安全かつ快適な生活実現の基本であり、現在及び将来にわたって維持されなければならない。

2 村、村民及び事業者は、それぞれの役割を果たし、かつ相互に協力することにより、すべての人が明るく安心して暮らすことができる、安全なまちづくりを推進するよう努めなければならない。

3 村、村民及び事業者は、良好な地域社会の運営の重要性を認識し、豊かな地域活動を育むよう努めなければならない。

4 村、村民及び事業者は、犯罪及び交通事故に対する安全意識を日常生活に反映し、犯罪及び交通事故が起こらないよう努めなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり村民の安全を推進するため、次の各号に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

(1) 明るく安全なまちづくりに向けての教育の推進、広報及び啓発に関すること

(2) 村民の自主的な安全活動の支援に関すること

(3) 村民の安全を確保するための環境整備等に関すること

(4) その他この条例の目的を確保するために必要なこと

2 村は、前項の施策を講ずるにあたっては、関係機関及び関係団体と緊密な連携を図らなければならない。

(村民の役割)

第5条 村民は、相互扶助の精神に基づき明るく住みよい地域社会実現のため、法令を守り、自らの安全確保に必要な措置を講ずるとともに、村民の安全を推進するため、村が実施する安全活動に、積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、村民の安全を推進するため、事業を営むうえにおいて、前条に定めるもののほか、その事業活動が村民の安全に支障を来すことのないよう役職員等に対し、必要な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、役職員等が基本理念達成のため地域活動に参加しようとするときはその機会を与えるよう努めなければならない。

3 事業者は、地域活動に自主的かつ積極的に取り組み、良好な地域社会を育むよう努めなければならない。

(犯罪被害者等への支援)

第7条 村は、犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活が営むことができるよう、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な施策を講ずるものとする。

2 村は、前項に掲げる施策の推進にあたっては、国、道その他関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

3 村民及び事業者は、犯罪被害者等の生活の平穏を害することのないよう配慮に努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

○天塩町安全で住み良いまちづくりに関する条例

平成 9 年 6 月 25 日条例第 21 号

改正

平成 21 年 3 月 18 日条例第 13 号

天塩町安全で住み良いまちづくりに関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、町民の防犯、事故防止及び防災等（以下「防犯等」という。）の意識の高揚と自主的な防犯等の活動の推進を図り、もって町民の安全で快適な生活の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「町民」とは天塩町に住所を有する者及び滞在する者並びに天塩町内に所在する土地、建物、商店、営業所等の所有者及び管理者をいう。

(町の施策)

第 3 条 町は、この条例の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について必要な施策を講じるよう努めなければならない。

- (1) 防犯等の意識の高揚に関すること。
- (2) 町民の自主的な防犯等の活動に関すること。
- (3) 安全なまちづくりに向けての環境の整備に関すること。
- (4) その他、この条例の目的を達成するために必要な事項

(町民の協力)

第 4 条 町民は、相互扶助の精神に基づき、地域社会における連携意識を高めるとともに、自ら防犯等の推進上必要とする措置を講ずるよう努めなければならない。

2 町民は、この条例の目的を達成するために行う町の施策が効果的に行われるように協力しなければならない。

(団体への助成等)

第 5 条 町長は、この条例の目的を達成するために活動する団体に対し、助成その他の援助を行うことができる。

(生活安全モデル地域の指定)

第 6 条 町長は、この条例の目的を達成するために必要があると認める時は、生活安全モデル地域（以下「モデル地域」という。）を指定することができる。

2 町長は、モデル地域の指定を継続する必要がなくなつたと認めるときは指定を解除することができる。

3 町長は、モデル地域を指定し、または解除しようとするときは、当該地域の住民及び関係機関と協議するものとする。

第 7 条 町長は、モデル地域を指定したときは、第 1 条の目的を達成するための施策を重点的に実施することができる。

(安全で住み良いまちづくり推進協議会の設置)

第 8 条 町は、第 1 条の目的を達成するために、安全で住み良いまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置することができる。

2 協議会は、防犯等の現状把握に努めるとともに、防犯等の対策に関する事項について協議し町長に意見を述べることができる。

(犯罪被害者等のための施策)

第 9 条 町は、犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法「平成 16 年法律第 161 号」第 2 条第 2 項に規定する被害者等をいう。以下同じ。）が受けた被害を回復し、又は軽減し、及び再被害防止を図るため、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な施策を講ずるものとする。

2 町は、前項の施策を講ずるに当たっては、国、道、その他関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

3 町民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(委任)

第 10 条 この条例の施行について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 18 日条例第 13 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

○中頓別町生活安全条例

平成 18 年 3 月 7 日

条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、生活の安全に関し、町、町民、事業者及び土地建物所有者等が一体となつて、地域における犯罪及び事故を未然に防止するため自主的な安全活動推進と生活環境整備をするとともに犯罪被害者等が受けた被害から立ち直り再び地域で平穩に過ごせるよう支援することにより、安全で安心できる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(平 20 条例 28・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 町内に居住し、又は滞在する者をいう。

(2) 事業者 町内で事業活動を行うすべてのものをいう。

(3) 土地建物所有者等 町内に所在する土地若しくは建物を所有し、又は管理する者をいう。

(4) 犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号)第 2 条第 2 項に規定する被害者等をいう。

(平 20 条例 28・一部改正)

(町の責務)

第 3 条 町は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる生活安全施策(以下「安全施策」という。)を実施しなければならない。

(1) 防犯思想の普及に関する啓発

(2) 安全な地域づくりのための環境整備

(3) 町民の自主的な防犯活動についての助言、指導及び援助

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、安全確保のために必要と認める施策

2 町は、犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、再被害防止を図るため、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な施策を講ずるものとする。

3 町は、前 2 項の安全施策を実施するに当たっては、町の区域を管轄する警察署その他関係機関及び団体と緊密な連携を図るものとする。

(平 20 条例 28・一部改正)

(町民の責務)

第 4 条 町民は、自らの安全を確保するために必要な措置を講じ、地域の安全活動を推進するとともに、町が実施する安全施策に協力するよう努めなければならない。

2 町民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することがないように十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(平 20 条例 28・一部改正)

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業に関し安全確保のための必要な措置を講じ、地域における安全活動を推進するとともに、町が実施する安全施策に協力するよう努めなければならない。

(土地建物所有者等の責務)

第 6 条 土地建物所有者等は、その土地又は建物に係る安全確保のための必要な措置を講じ、地域における安全活動を推進するとともに、町が実施する安全施策に協力するよう努めなければならない。

(協力の要請)

第 7 条 町長は、町が安全施策を実施するために必要があると認めるときは、警察署等の長に対し、協力を要請することができる。

(支援)

第 8 条 町長は、第 1 条の目的を達成するために、自主的に活動する団体等に対し、必要な支援を行うことができる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○枝幸町生活安全条例

平成 19 年 3 月 20 日

条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、町民、事業者、不動産所有者等、関係団体、関係機関及び町がそれぞれの役割と機能を発揮しつつ協働し、地域ぐるみで住みよい生活環境の整備を行うことにより、犯罪や事故等を未然に防止し、安らぎと潤いのある健全で安心できる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に住所を有する者及び町内に勤務地を有する者若しくは滞在する者をいう。
- (2) 事業者 町内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 不動産所有者等 町内に所在する土地若しくは建物を所有し、又は管理する者をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、この目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を講じるよう努めるものとする。

- (1) 安全で住みよい町づくりに向けての啓発に関すること。
- (2) 安全で住みよい町づくりに向けての町民の自主的な活動の促進に関すること。
- (3) 安全で住みよい町づくりに向けての環境の整備に関すること。
- (4) その他この条例の目的を達成するために必要な事項

2 町は、前項各号に掲げる事項を実施するときは、必要と認める関係機関及び関係団体と密接な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第 4 条 町民は、安全で住みよい町づくりに向けて、地域における連帯意識を高めるとともに、日常生活における安全の確保に自ら積極的に努め、町が実施する安全な町づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、当該地域住民と相互に協力して安全活動を推進し、その事業活動が安全に行われる環境を確保するために必要な措置を講じるとともに、町が実施する安全な町づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(不動産所有者等の責務)

第 6 条 不動産所有者等は、当該地域住民と相互に協力して安全活動を推進し、その土地又は建物に係る安全を確保するために必要な措置を講じるとともに、町が実施する安全な町づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(協力の要請)

第 7 条 町長は、町が生活安全施策を実施するために必要があると認めるときは、関係機関及び関係団体に対し協力を要請することができる。

(支援)

第 8 条 町長は、この条例の目的を達成するために活動する団体等に対し、必要と認める場合は支援を行うことができる。

2 町は、犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。)により被害を被った者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号)により、国、他の地方公共団体等と連携し、相談体制の整備その他犯罪被害者等の支援に努めるものとする。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 19 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○豊富町安全で住み良いまちづくりに関する条例

平成9年10月1日条例第48号

改正

平成21年3月10日条例第15号

豊富町安全で住み良いまちづくりに関する条例

(目的)

第1条 この条例は、町民の防犯、事故防止及び防災等（以下「防犯等」という。）の意識の高揚と自主的な防犯等の活動の推進を図り、もって町民の安全で快適な生活の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「町民」とは豊富町に住所を有する者及び滞在する者並びに豊富町内に所在する土地、建物、商店、営業所等の所有者及び管理者をいう。

(町の責務)

第3条 町は、この条例の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について必要な施策を講じるよう務めなければならない。

(1) 安全で住み良いまちづくりに向けての広報、啓発に関すること。

(2) 町民の自主的な防犯等の活動に関すること。

(3) 安全なまちづくりに向けての環境の整備に関すること。

(4) 青少年の健全育成に関すること。

(5) 犯罪、事故等の被害者の支援に関すること。

(6) その他、この条例の目的を達成するために必要な事項

(町民の責務)

第4条 町民は、安全で住み良いまちづくりに向けて、地域社会における連携意識を高めるとともに、自ら防犯等の推進上必要とする措置を講ずるよう務めなければならない。

2 町民は、この条例の目的を達成するために行う町の施策が効果的に行われるように協力しなければならない。

(団体への助成等)

第5条 町長は、この条例の目的を達成するために活動する団体に対し、助成その他の援助を行うことができる。

(生活安全モデル地域の指定)

第6条 町長は、この条例の目的を達成するために必要があると認める時は、生活安全モデル地域（以下「モデル地域」という。）を指定することができる。

2 町長は、モデル地域の指定を継続する必要がなくなつたと認めるときは指定を解除することができる。

3 町長は、モデル地域を指定し、または解除しようとするときは、当該地域の住民及び関係機関と協議するものとする。

4 町長は、モデル地域を指定したときは、第1条の目的を達成するための施策を重点的に実施することができる。

(安全で住み良いまちづくり推進協議会の設置)

第7条 町は、第1条の目的を達成するために、安全で住み良いまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置することができる。

2 協議会は、犯罪、事故等の現状把握に努めるとともに、犯罪被害者等の支援を通じ、安全で住み良いまちづくりに関する事項について協議し、町長に意見を述べることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月10日条例第15号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○雄武町民生活安全条例

平成 10 年 6 月 16 日

条例第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、町民の生活安全意識の高揚と自主的な生活安全の推進及び犯罪被害者等のための施策の推進を図り、もって、安全で住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「町民」とは、雄武町(以下「町」という。)に住所を有する者及び滞在する者をいう。

2 この条例において「事業者」とは、町内において商業、工業、金融業その他の事業を営む者をいう。

3 この条例において「安全活動」とは、生活に危害を及ぼす犯罪、事故等による被害を未然に防止するための諸活動を行う。

4 この条例において「犯罪被害者等」とは、犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号)第 2 条第 2 項に規定する被害者等をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、この条例の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(1) 安全なまちづくりに向けての啓発に関すること。

(2) 町民の自主的な生活安全活動に関すること。

(3) 町民の生活安全を確保するための環境整備に関すること。

(4) 犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、及び再被害防止を図るため必要な情報の提供及び助言を行うこと。

(5) その他この条例の目的を達成するために必要な事項

2 町は、前項各号に掲げる事項の推進に当たっては、町の区域を管轄する警察署その他必要と認める関係機関及び関係団体(以下「関係機関等」という。)と緊密な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第 4 条 町民は、相互扶助の精神に基づき、安全なまちづくりに相互に協力し、自らの生活安全の確保及び地域の生活安全活動の推進に努めるとともに、町が行う生活安全施策に協力しなければならない。

2 町民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業を営むうえにおいて、前条に定めるもののほか、自主的に行うことのできる防犯上必要とする措置を積極的に講じるよう努めなければならない。

(協議会)

第 6 条 町に、町民生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)を設置することができる。

2 協議会は、第 3 条第 1 項各号に掲げる事項及び町民生活の安全に関する問題の発生状況、解決策等について協議し、町長に意見を述べることができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 18 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○浦河町安全で住みよいまちづくりに関する条例

平成 9 年 9 月 22 日

条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、町民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図るとともに、生活環境の整備を行うことにより、安全で住みよい町づくりの実現を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、町民とは、浦河町(以下「町内」という。)に住所を有する者及び町内に滞在する者並びに町内に所在する土地、建物の所有者及び管理者をいう。

(町長の責務)

第 3 条 町長はこの条例の目的達成のため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 生活安全確保に関する広報及び啓発に関すること。

(2) 町民の自主的な安全活動に対する援助に関すること。

(3) 犯罪及び事故等の防止並びに環境の整備に関すること。

(4) 犯罪及び事故等による被害者等の支援に関すること。

(5) 青少年の健全育成に関すること。

(6) 高齢者の生活安全対策に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、生活の安全確保のために必要な対策に関すること。

2 町長は、前項各号に掲げる事項を推進するにあつては、浦河警察署、浦河町防犯協会、浦河地区暴力追放運動推進協議会、浦河地区地域安全活動推進委員連絡協議会等地域の安全活動を実践する関係機関及び関係団体と緊密な連携を図らなければならない。

(平 20 条例 14・一部改正)

(町民の責務)

第 4 条 町民は、自らの生活の安全確保及び地域の安全活動の推進に努めるとともに、町が実施する安全で住みよい町づくりに協力するものとする。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 18 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○様似町安全で住みよいまちづくり条例

平成 20 年 3 月 11 日
条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを行うに当たり、町、町民及び事業者が一体となって、町内における犯罪及び事故等の未然防止又は再発防止に努め、かつ犯罪による被害者を支援することにより、安全で住みよい様似町の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「町民」とは、町内に居住する者、町内に滞在する者及び町内に土地、建物等を有する者又はその管理者をいい、「事業者等」とは、町内で事業活動を行うもの、町内において安全活動を実践する関係組織及び関係団体等をいう。

(基本姿勢)

第 3 条 安全で住みよいまちづくりは、自らの安全は自ら確立していくという意識を基本とし、町、町民及び事業者等が適切な役割分担のもと、協働して推進する。

2 安全で住みよいまちづくりは、犯罪被害者等の権利利益を保護し、再び平穏に生活を営むことができるよう、支援体制の充実に配慮して推進する。

(町の責務)

第 4 条 町は、この条例の目的を達成するため、国及び北海道との適切な役割分担のもと、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 生活安全に係る広報及び啓発に関すること。
 - (2) 日常生活の安全確保のための必要な情報の提供に関すること。
 - (3) 町民及び事業者等の安全活動に係る自主的な取り組みの支援に関すること。
 - (4) 犯罪及び事故等の未然防止並びにその再発防止に関すること。
 - (5) 犯罪及び事故等による被害者等の支援に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、日常生活の安全確保のために必要な調査及びその対策に関すること。
- 2 町は、前項に掲げる事項を実施するに当たり必要があると認めるときは、事業者等と連携し、その効率的、効果的な推進を図るものとする。

(町民の責務)

第 5 条 町民は、安全で安心して暮らせるまちづくりについて理解を深め、自らの日常生活における安全の確保及び地域の安全活動の推進に努め、町が実施する安全で住みよいまちづくりのための施策に協力しなければならない。

(事業者等の責務)

第 6 条 事業者等は、安全で安心して暮らせるまちづくりについて理解を深め、事業等を実施するに当たっての安全の確保はもとより、地域の安全活動の推進に努め、町が実施する安全で住みよいまちづくりのための施策に協力しなければならない。

(推進体制の整備)

第 7 条 町は、安全で住みよいまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、必要な体制の整備を行うものとする。

(委任)

第 8 条 この条例は施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

○えりも町生活安全条例

平成9年9月11日
条例第29号

改正 平成20年9月26日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、町民の防犯及び事故防止など、生活安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図るとともに、生活環境の整備を行うことにより、安全で住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、町民とは、えりも町（以下「町内」という。）に住所を有する者及び町内に滞在する者並びに町内に所在する土地、建物の所有者及び管理者をいう。

(町の責務)

第3条 町は、この条例の目的達成のため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 生活安全確保に関する広報、啓発に関すること。
- (2) 町民の自主的な安全活動に対する援助に関すること。
- (3) 犯罪、事故等の防止及び環境の整備に関すること。
- (4) 犯罪、事故等の被害者等の支援に関すること。
- (5) 青少年の健全育成に関すること。
- (6) 高齢者の生活安全対策に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、生活の安全確保のために必要な対策に関すること。

2 町は、前項各号に掲げる事項の推進に当たっては、えりも町防犯協会、浦河警察署、浦河地区暴力追放運動推進協議会、浦河地区地域安全活動推進委員連絡協議会等、地域の安全活動を実践する関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第4条 町民は、自らの生活の安全確保及び地域の安全活動に積極的に参加するとともに、町が実施する生活安全対策事項の推進に協力するよう努めるものとする。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月26日条例第20号）

この条例は、平成20年10月1日から施行す

○土幌町安全で安心なまちづくり条例

平成 18 年 12 月 18 日

条例第 52 号

(目的)

第 1 条 この条例は、土幌町が犯罪のない安全で安心の実感できるまちづくりを行うための必要な事項を定め、町及び町民等が協働し実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、町民等とは、土幌町内に居住し、勤務し、若しくは町内を通過する者並びに町内に所在する土地、建物、商店、営業所等の所有者及び管理者をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、第 1 条の目的を達成するために、必要な施策を実施するものとする。

- (1) 犯罪のない安全で安心な住みよい環境に関する情報の提供と啓発
- (2) 町民の自主的な安全で安心な住みよい環境づくりに対する助成その他援助
- (3) 安全で安心な住みよい環境づくりに寄与する環境の整備
- (4) 犯罪、事故等の被害者等の支援

2 前項の対策にあたっては、町の区域を管轄する警察署とその他関係する行政機関及び団体との緊密な連携を図らなければならない。

(町民等の責務)

第 4 条 町民等は、後世に引き継ぐべき安全で安心な住み良いまちの実現のため、自らの意識を高め貢献するよう努めるとともに、町が行う安全で安心な住み良いまちづくり等の対策が効果的に実施されるよう協力するものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、事業活動を行うにあたり、自らの社会的責任を自覚しその活動によって地域の生活環境を害することのないように努めるとともに、町が行う安全で安心な住み良いまちづくり等の対策が効果的に実施されるよう協力するものとする。

(重点事項)

第 6 条 町長は、第 3 条第 1 項の各号の施策を実施するにあたっては、次の各号に掲げる事項を重点的に実施するものとする。

- (1) 犯罪の未然防止及び再発防止に向けた環境の整備
- (2) 高齢者、障がい者、少年等いわゆる社会的弱者の安全に配慮した対策の推進
- (3) 青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害環境の排除
- (4) 薬物乱用の防止に関する支援及び啓発
- (5) 暴力団及び継続的に犯罪を行うおそれのある団体又は集団に対する排除運動の支援及び啓発
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町民生活において安全で安心な住みよいまち環境の確保に必要と認める施策

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 13 日条例第 17 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

○上士幌町安全で安心なまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、町民の生活安全意識の高揚と自主的な生活安全の推進及び生活安全環境の整備を行い、町及び町民が協働し安全で住みよい地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「町民」とは、上士幌町（以下「町」という。）に住所を有する者及び町内に滞在する者並びに町内に所在する土地及び建物の所有者又は管理者をいう。

2 この条例において「事業者」とは、町内において事業を営む個人、法人及び官公署等の代表者をいう。

(町の責務)

第3条 町は、この条例の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 安全で安心なまちづくりに関する情報の提供と啓発
- (2) 町民の自主的な安全で安心な住みよいまちづくり活動に対する支援
- (3) 安全で安心な住みよいまちづくりに関する環境の整備
- (4) 交通安全及び青少年健全育成のための環境の整備
- (5) 犯罪、事故等の被害者等の支援に関すること。
- (6) その他この条例の目的を達成するために必要な事項

2 町は、前項各号に掲げる事項の推進にあたっては、町の区域を管轄する警察署その他必要と認める関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

(町民の協力)

第4条 町民は、相互扶助の精神に基づき、安全で安心なまちづくりの実現のため、自らの生活の安全確保の推進に努めるとともに、町が実施する生活安全施策が効果的に実施されるよう協力するものとする。

(事業者の協力)

第5条 事業者は、その事業を営む上において、自主的に行うことのできる防犯及び交通安全上必要な措置を積極的に講ずるよう努めるとともに、町が実施する生活安全施策が効果的に実施されるよう協力するものとする。

(生活安全活動の推進)

第6条 町は、第3条第1項各号の施策を実施するにあたっては、次の各号に掲げる事項を重点的に推進するものとする。

- (1) 犯罪の未然防止及び再発防止に向けた環境の整備
- (2) 高齢者、障害者、少年等いわゆる社会的弱者の安全に配慮した対策
- (3) 青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害環境の排除
- (4) 薬物乱用の防止に関する啓発
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町民生活において安全で安心な住みよい環境の確保に必要と認める施策

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月29日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

○生活安全条例

平成 10 年 3 月 25 日

条例第 2 号

改正 平成 20 年 12 月 24 日条例第 26 号

(目的)

第 1 条 この条例は、町民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進及び犯罪被害者等のための施策の推進を図るとともに、生活環境の整備を行うことにより、犯罪、暴力、事故等を防止し、安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「町民」とは、新得町内（以下「町内」という。）に住所を有するもの及び町内に滞在する者並びに町内に所在する土地、建物の所有者及び管理者をいう。

2 この条例において「犯罪被害者等」とは、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）第 2 条第 2 項に規定する被害者等をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、この条例の目的達成のため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 生活安全確保に関する広報、啓発活動に関すること。
- (2) 町民の自主的防犯活動の指導及び援助に関すること。
- (3) 犯罪、事故等の防止及び青少年の健全育成に配慮した環境の整備に関すること。
- (4) 犯罪被害者等が受けた被害を回復し、または軽減し、及び再被害防止を図るため必要な情報の提供及び助言を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生活安全確保のために必要な対策に関すること。

2 町は、前項に掲げる事項の実施に当たっては、町の区域を管轄する警察署その他必要と認める関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第 4 条 町民は、自らの生活の安全確保及び地域の安全活動の推進に努めるとともに、町が実施する生活安全対策に協力しなければならないものとする。

(推進協議会)

第 5 条 町に、新得町生活安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、犯罪、事故等の現状把握に努めるとともに、生活安全対策について協議し、町長に意見を述べることができるものとする。

第 6 条 協議会は、委員 13 名以内で組織し、町長が委嘱する。

(任期)

第 7 条 協議会の委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第 8 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し会長不在の時はその職務を代理する。

(会議)

第 9 条 協議会の会議は、会長が招集しそのぎちようとなる。

(委任)

第 10 条 この条例の施行について必要な事項は会長が別に定める。

附則

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 20 年 12 月 24 日条例第 26 号）

この条例は、公布の日か

○芽室町生活安全条例

平成 10 年 6 月 23 日

条例第 30 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪、事故等を未然に防止するため、町民の自主的な安全活動の推進を図ることにより、安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、町民とは、芽室町に住所を有する者及び町内に滞在する者並びに町内に所在する土地、建物、商店、営業所等の所有者及び管理者をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、町民の生活安全に関する啓発活動、生活の安全を確保するための環境整備等総合的な生活安全対策の実施に努めなければならない。

2 町は、前項の対策の推進にあたっては、関係する行政機関及び関係団体(以下「関係機関等」という。)と緊密な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第 4 条 町民は、自ら生活の安全確保及び地域の安全活動の推進に努めるとともに、町が実施する生活安全対策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施)

第 5 条 町長は、次に掲げる生活安全に係る施策を実施するものとする。

- (1) 交通安全対策に関すること。
- (2) 防犯対策に関すること。
- (3) 高齢者の生活安全に関すること。
- (4) 青少年の健全育成に関すること。
- (5) 町民への生活安全に係る各種情報を提供すること。
- (6) 犯罪、事故等の被害者等の支援に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、生活の安全確保のために必要と認めること。

(団体への助成等)

第 6 条 町長は、条例の目的を達成するために活動する団体に対し、助成その他の援助を行うことができる。

(生活安全推進協議会)

第 7 条 町に芽室町生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、犯罪、事故等の現状把握に努めるとともに、生活安全対策に関する事項について協議し、町長に意見を述べることができる。

(委任)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○大樹町地域安全条例

平成 12 年 3 月 27 日

条例第 31 号

(目的)

第 1 条 この条例は、住民の交通及び生活の安全意識の高揚並びに自主的な安全活動を推進し、安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、住民とは、大樹町に住所を有する者及び町内に滞在する者並びに町内に土地、建物を所有又は管理する者をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、第 1 条の目的達成のため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

(1) 交通事故、犯罪等の防止対策に関すること。

(2) 交通事故、犯罪等の被害者等の支援対策に関すること。

2 町は、前項の対策の推進に当たっては、関係する行政機関及び関係団体(以下「関係機関等」という。)と緊密な連携を図るものとする。

(住民の責務)

第 4 条 住民は、自らの交通及び生活の安全確保に努めるとともに、町等が実施する交通及び生活の安全対策に協力しなければならない。

(推進協議会)

第 5 条 町に大樹町地域安全推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、交通事故、地域犯罪の現状把握に努めるとともに、交通及び生活の安全対策について協議し、施策の推進を図るとともに、交通及び生活の安全対策に関する事項について、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第 6 条 協議会の委員は、次に掲げる者で組織し、町長が委嘱する。

(1) 地域安全の推進のため活動する団体の代表者

(2) 地域安全に関し知識及び経験を有する者

(3) 行政区の代表者

(4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 7 条 協議会の委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 8 条 協議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 9 条 協議会の会議は、会長が招集しその議長となる。

(委任)

第 10 条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(大樹町防犯交通安全推進委員会等設置条例の廃止)

2 大樹町防犯交通安全推進委員会等設置条例(昭和 51 年条例第 7 号)は、廃止する。

附 則(平成 21 年条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○幕別町生活安全条例

平成 15 年 12 月 16 日条例第 33 号

改正

平成 20 年 12 月 11 日条例第 39 号

幕別町生活安全条例

(目的)

第 1 条 この条例は、町民の生活環境の整備を行うことにより、犯罪や交通事故等を未然に防止し、町民の自主的な安全活動の推進と安全で住みよい町づくりの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において町民とは、幕別町（以下「町」という。）に住所を有する者及び町内に滞在する者並びに町内に所在する土地、建物、商店、営業所等の所有者及び管理者をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、この条例の目的達成のため次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 生活安全確保に関する広報、啓発活動に関すること。
- (2) 犯罪、事故防止のための環境整備に関すること。
- (3) 犯罪、事故等の被害者等の支援に関すること。
- (4) 自主防犯活動の指導及び援助に関すること。
- (5) 青少年の健全育成に関すること。
- (6) 高齢者の生活安全対策に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、生活の安全確保のために必要な対策に関すること。

2 町は、前項各号に掲げる事項を推進するにあたっては、関係機関及び関係団体と密接な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第 4 条 町民は、自らの生活安全確保及び地域の安全活動の推進に努めるとともに、町が実施する生活安全対策に協力しなければならない。

(団体への助成)

第 5 条 町長は、条例の目的を達成するために活動する団体に対し助成その他の援助を行うことができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 11 日条例第 39 号）

この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

○池田町生活安全推進条例

平成 13 年 3 月 28 日
条例第 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は犯罪、交通事故による被害等を未然に防止するため、町民の自主的な安全活動の推進と生活環境の整備を行うことにより、安全で住み良い地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において町民とは、池田町に住所を有する者及び町内に滞在する者並びに町内に所在する事業所、土地、建物、商店、営業所等の所有者及び管理者をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 生活安全に関する意識の啓発
- (2) 生活安全に関する自主的な活動に対する支援
- (3) 生活安全を確保するための環境整備
- (4) 犯罪、事故等の被害者等に対する支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生活安全確保のための必要な施策

2 町は前項の対策の推進にあたっては、関係する行政機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第 4 条 町民は、自ら生活の安全確保及び地域安全活動を推進し、町が実施する生活安全対策に協力するよう努めるものとする。

(団体の育成等)

第 5 条 町は、交通安全、防犯など町民生活の安全活動を行う団体の育成に努め、その活動の促進を図るため財政上必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 19 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○足寄町地域生活安全条例

平成 12 年 3 月 13 日条例第 44 号

改正

平成 20 年 12 月 4 日条例第 25 号

足寄町地域生活安全条例

(目的)

第 1 条 この条例は、町民の生活安全意識の高揚と自主的な生活安全の推進及び生活環境の整備を行うことにより、安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町民とは、足寄町（以下「町」という。）に住所を有する者及び町内に滞在する者並びに町内に所在する土地、建物の所有者または管理者をいう。

(2) 事業者とは、町内において事業を営む個人、法人、官公署等の代表者をいう。

(3) 生活安全活動とは、生活に危害を及ぼす犯罪及び事故等による被害を未然に防止するための諸活動をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、この条例の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(1) 安全なまちづくりに向けての啓発に関すること。

(2) 町民の自主的な生活安全活動に関すること。

(3) 町民の生活安全を確保するための環境整備に関すること。

(4) 交通安全及び青少年健全育成の施策に関すること。

(5) 犯罪、事故等の被害者等の支援に関すること。

(6) その他この条例の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 町は、前項各号に掲げる事項の推進にあつては、町の区域を管轄する警察署その他必要と認める関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第 4 条 町民は、相互扶助の精神に基づき、安全なまちづくりに協力し、自らの生活安全確保及び地域の生活安全活動の推進に努めるとともに、町が行う生活安全施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業を営む上において、前条に定めるもののほか、自主的に行うことのできる防犯及び交通安全上必要とする措置を積極的に講ずるよう努めるとともに、従事者に対し必要な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 4 日条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○浦幌町生活安全推進条例

平成 15 年 3 月 20 日
条例第 8 号

改正 平成 20 年 12 月 3 日条例第 30 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪、交通事故による被害等を未然に防止するため、町民の自主的な安全活動の推進と生活環境の整備及び犯罪被害者等への支援を行うことにより、安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「町民」とは、浦幌町に住所を有する者及び町内に滞在する者並びに町内に所在する事業所、土地、建物、商店、営業所等の所有者及び管理者をいう。

2 この条例において「犯罪被害者等」とは、犯罪被害者基本法（平成 16 年法律第 161 号）第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、町民の生活安全意識を高揚させるための啓発活動、生活の安全等を確保するための環境整備等総合的な生活安全対策等の実施に努めなければならない。

(町民の責務)

第 4 条 町民は、自ら生活の安全確保及び地域安全活動を推進し、町が実施する生活安全対策等に協力するよう努めなければならない。

(団体の育成等)

第 5 条 町は、交通安全、防犯など町民生活の安全活動を行う団体の育成に努め、その活動促進を図るため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(浦幌町生活安全条例の廃止)

2 浦幌町生活安全条例（平成 9 年浦幌町条例第 16 号）は、廃止する。

附 則 （平成 20 年 12 月 3 日条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○釧路町生活安全推進条例

平成 18 年 9 月 21 日

条例第 32 号

(目的)

第 1 条 この条例は、安全で安心して生活できる地域社会づくりに関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者がそれぞれの役割のもと、町民が安心して暮らし、活動できる地域社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 町内に居住する者及び町内に滞在する者（通過する者を含む。）をいう。

(2) 事業者 町内で事業活動（路上においてビラ等を配布する行為を含む。）を行うすべての者及び町内に所在する土地、建物を占有又は管理する者をいう。

(基本理念)

第 3 条 安全で安心して生活できる地域社会づくりは、自らの安全は自らが創造していくという意識を基本として、町、町民、事業者が協働の下に一体となって推進に努めるものとする。

2 安全で安心して生活できる地域社会づくりは、良好な地域社会の形成が重要であることを認識し、これを育むように努めるものとする。

3 安全で安心して生活できる地域社会づくりは、犯罪及び事故等から得た教訓及び経験を日常生活の中に生かし、これらを後世に継承していくように努めるものとする。

(町の責務)

第 4 条 町は、基本理念に従い、次の各号に掲げる事項について必要な施策を実施するものとする。

(1) 生活の安全に係る町民の意識の高揚を図るための啓発活動に関すること。

(2) 生活の安全に係る町民等の自主的な活動に対する支援に関すること。

(3) 生活の安全に寄与する環境の整備に関すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 町は、前項の施策を実施するにあたっては、町の区域を管轄する警察署その他必要と認める関係行政機関及び関係団体（以下「関係行政機関等」という。）と連携を図るものとする。

3 町は、関係行政機関等に、町が実施する生活の安全に関する施策に積極的な協力を求めるとともに、町民及び事業者に対し、生活の安全に関する情報の提供に努めるものとする。

(町民の責務)

第 5 条 町民は、基本理念に従い、常に生活の安全に関する意識を高め、自らの安全の確保を図り、互いに協力して地域における生活の安全に関する活動を推進するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念に従い、地域における生活の安全を推進するために、自らの事業活動において必要な措置を講じ、または、その所有若しくは管理に係る土地若しくは建物その他の工作物を適切に管理するとともに、町が実施する町民の生活の安全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(釧路町生活安全推進協議会)

第 7 条 町民の安全に関する情報を共有し、施策の実施に関し必要な協議をするため、釧路町生活安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、町民の生活の安全に関する問題の現状把握に努め、関係者が連携し、生活の安全に関する施策を実施するための事項について協議するものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が定める。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

釧路町条例第 27 号

釧路町生活安全推進条例の一部を改正する条例

釧路町生活安全推進条例（平成 18 年釧路町条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(3) 犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等をいう。

第 4 条第 1 項第 4 号中「前 3 号」を「前 4 号」に改め、同号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 犯罪被害者等の支援に関すること。

第 4 条第 3 項中「町は、」の次に「第 1 項の施策を推進するために、」を加え、「町が実施する生活の安全に関する施策に」を削り、「町民及び事業者」の次に「並びに犯罪被害者等」を加える。

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 町民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めるものとする。

第 6 条に次の 1 項を加える。

2 事業者は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

○弟子屈町生活安全条例

平成 18 年 9 月 12 日
弟子屈町条例第 32 号

改正 平成 20 年 9 月 18 日条例第 34 号

(目的)

第 1 条 この条例は、町民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図るとともに、生活環境の整備を行うことにより、安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において町民とは、弟子屈町（以下「町内」という。）に住所を有する者及び町内に滞在する者並びに町内に所在する土地、建物、商店、営業所等の所有者及び管理者をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、この条例の目的達成のため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 生活安全確保に関する広報、啓発
- (2) 町民の自主的な安全活動に対する助成その他の援助
- (3) 犯罪、事故等の防止に配慮した環境の整備
- (4) 犯罪、事故等の被害者等の支援
- (5) 青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害環境の浄化
- (6) 高齢者、障害者等の生活安全対策
- (7) 前 6 号に掲げるもののほか、生活の安全確保のために必要と認める施策

2 町は、前各号に掲げる事項を推進するに当たっては、必要と認める関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第 4 条 町民は、自らの生活の安全確保及び地域の安全活動の推進に努めるとともに、町が実施する生活の安全対策に協力しなければならない。

(生活安全推進協議会)

第 5 条 町に弟子屈町生活安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、犯罪、事故等の現状把握に努めるとともに、犯罪被害者等の支援を通じ、生活安全対策に関する事項について協議し、町長に意見を述べることができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 18 日条例第 34 号）

この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

○別海町安全で住みよいまちづくり条例

平成 19 年 6 月 29 日別海町条例第 14 号

改正

平成 20 年 9 月 17 日別海町条例第 35 号

別海町安全で住みよいまちづくり条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪や交通事故からの町民の安全の確保及び犯罪被害者等の支援並びに青少年の非行防止(以下「町民の安全等」という。)に必要な基本理念を定めるとともに、町、町民及び事業者の責務を明らかにし、良好な地域社会の形成、その他町民の安全等の推進に関する施策の基本となる事項を定め、安全で住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 事業者 町内において事業を営む個人、法人、官公署等の事業所の代表者をいう。

(2) 犯罪被害者等 犯罪や交通事故により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(基本理念)

第 3 条 町、町民及び事業者は、それぞれの役割を果たし、かつ、相互に協力することにより、全ての人が安心して暮らすことができる安全なまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 町、町民及び事業者は、町民の安全を確保することにより、良好な地域社会の運営の重要性を認識し、豊かな地域活動を育むよう努めなければならない。

3 町、町民及び事業者は、犯罪及び交通事故に基づく経験と知識を日常生活に反映し、繰り返し犯罪及び交通事故が起こらないよう努めなければならない。

4 町、町民及び事業者は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、権利利益の保護が図られる地域社会の実現に努めなければならない。

5 町、町民及び事業者は、青少年の非行防止のため、これを害するおそれのあるあらゆる行為から青少年の保護に努めなければならない。

(町の基本的責務)

第 4 条 町は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、町民の安全等を推進するために、必要な体制及び施策を講ずるよう努めなければならない。

2 町は、前項の施策を講ずるに当たっては、町民及び事業者の意見を反映するものとする。

3 町は、第 1 項の施策を講ずるに当たっては、警察署その他の必要な関係機関及び団体と緊密な連携を図るものとする。

(町民の基本的責務)

第 5 条 町民は、基本理念にのっとり、自ら安全確保に必要な措置を講ずるとともに、地域社会における安全活動の推進のため町内会等の活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

2 町民は、それぞれの連帯の下に、一体となって安全活動を実施する地域町内会等が形成されるよう努めなければならない。

3 町民は、町が実施する町民の安全等のための施策に協力するものとする。

(事業者の基本的責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、町民の安全等を推進するために、人命の尊重を基本にその事業活動が交通安全及び防犯活動等に支障を来たすことのないよう事業所等に勤務する役職員に対し、必要な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、役職員が基本理念達成のため地域活動に参加しようとするときは、その機会を与えるよう努めなければならない。

3 事業者は、地域活動に自主的かつ積極的に取り組み、良好な地域社会を育むよう努めなければならない。

(町民の自主組織と事業者の連携)

第 7 条 町内会その他町民の自主組織及び事業者は、基本理念にのっとり、町民の安全等を推進するため、互いの連携に努めなければならない。

(町民の自主組織及び団体に対する町の支援)

第 8 条 町は、町民の安全等を推進するため自主活動を行う町民の自主組織及び団体に対し、必要な支援を行うことができる。

(啓発活動の推進)

第 9 条 町は、町民及び事業者が自主的に安全で住みよいまちづくりを推進するために必要な町民の安全等に関する情報の提供並びに町民及び事業者に対する啓発活動を推進するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

(別海町交通安全基本条例の廃止)

2 別海町交通安全基本条例(平成 11 年別海町条例第 11 号)は、廃止する。

附 則(平成 20 年 9 月 17 日別海町条例第 35 号)

この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

○中標津町安全で住みよいまちづくり条例

平成 11 年 12 月 21 日条例第 33 号

中標津町安全で住みよいまちづくり条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪、青少年の非行及び交通事故からの町民の安全確保や犯罪被害者等の支援（以下「町民の安全等」という。）のために必要な基本理念を定めるとともに、町、町民及び事業者の責務を明らかにし、良好な地域社会の形成その他の町民の安全の推進に関する施策の基本となる事項を定め、もって町民が安心して暮らすことのできる安全で住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 町内において事業を営む個人、法人、官公署等の事業所の代表者をいう。

(2) 犯罪被害者等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(基本理念)

第 3 条 町、町民及び事業者は、それぞれの役割を果たし、かつ、相互に協力することにより、すべての人が安心して暮らすことができる安全なまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 町、町民及び事業者は、町民の安全等を推進することにより、良好な地域社会の運営の重要性を認識し、豊かな地域活動を育むよう努めなければならない。

3 町、町民及び事業者は、犯罪、青少年の非行及び交通事故に基づく経験と知識を日常生活に反映し、犯罪被害者等の置かれた状況に応じ、効果的な施策を推進するとともに、繰り返し犯罪、青少年の非行及び交通事故が起こらないよう努めなければならない。

(町の基本的責務)

第 4 条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、町民の安全等を推進するための環境整備等、総合的な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 町は、前項の施策を講ずるに当たっては、町民及び事業者の意見を反映するものとする。

3 町は、第 1 項の施策を講ずるに当たっては、警察署その他の必要な関係機関及び団体と緊密な連携を図るものとする。

(町民の基本的責務)

第 5 条 町民は、基本理念にのっとり、自らの安全確保に必要な措置を講ずるとともに、地域社会における安全活動の推進のため町内会等の活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

2 町民は、それぞれの連帯の下に、一体となって安全活動を実施する地域町内会等が形成されるよう努めなければならない。

3 町民は、町が実施する町民の安全等のための施策に協力するものとする。

(事業者の基本的責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、町民の安全等を推進するために、人命の尊重を基本にその事業活動が交通安全及び防犯活動に支障を来すことのないよう事業所等に勤務する役職員に対し、必要な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、役職員が基本理念達成のため地域活動に参加しようとするときは、その機会を与えるよう努めなければならない。

3 事業者は、地域活動に自主的かつ積極的に取り組み、良好な地域社会を育むよう努めなければならない。

(町民の自治組織と事業者の連携)

第 7 条 町内会その他の町民の自治組織及び事業者は、基本理念にのっとり、町民の安全等を推進するため、互いの連携に努めるものとする。

(町民の自主組織及び団体に対する町の支援)

第 8 条 町は、町民の安全等を推進するため自主活動を行う町民の自主組織及び団体に対し、必要な支援を行うことができる。

(啓発活動の推進)

第 9 条 町は、町民及び事業者が自主的に安全で住みよいまちづくりを推進するために必要な町民の安全等に関する情報の提供並びに町民及び事業者に対する啓発活動を推進するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(協議会の設置)

第 10 条 町長は、基本理念の達成を推進するため、関係組織団体及び識見者を構成員とする中標津町安全で住みよいまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、町民の安全等を推進するための課題を審議し、町長に意見を述べることができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 19 日条例第 7 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

○標津町安全ですみよいまちづくり条例

平成 13 年 3 月 26 日条例第 3 号

改正

平成 20 年 12 月 18 日条例第 23 号

標津町安全ですみよいまちづくり条例

(目的)

第 1 条 この条例は、町及び町民並びに事業者が相互に協力して、犯罪及び交通事故を防止し、もって安全ですみよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 町内に住所を有する者及び町内に滞在する者並びに町内に所在する土地、家屋等の所有者及び管理者をいう。

(2) 事業者 町内において事業を営む個人、法人及び官公署の代表者をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、町民の安全意識を高揚させるための啓発活動、生活の安全を確保するための環境整備並びに犯罪及び事故等の被害者支援の実施等、総合的な生活安全対策の実施に努めるものとする。

2 町は、前項による対策の実施に当たっては、町民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。

3 町は、第 1 項による対策の実施にあたっては、町の区域を管轄する警察署、その他必要と認める関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第 4 条 町民は、自らの安全確保に努めるとともに、地域の安全活動を推進するため町内会等の実施する活動に積極的に参加を努めるものとする。

2 町民は、町が実施する生活安全対策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、町民の安全を確保するため、人名尊重を理念とし、その事業活動が防犯及び交通安全活動に支障を生ずることのないよう、役職員及び職員（以下「職員等」という。）に対し必要な指導または助言を行なうものとする。

2 事業者は、職員らが生活安全確保を目的とする地域活動に参加しようとするときは、その機会を与えるよう努めるものとする。

3 事業者は、自らが地域活動に積極的に取り組み、安全ですみよい地域社会の実現に努めるものとする。

(自治組織と事業者の連携)

第 6 条 町民が組織する町内会その他自治組織及び事業者は、生活の安全確保を推進するため、相互の連携に努めるものとする。

(団体への支援等)

第 7 条 町長は、この条例の目的を達成するために活動する団体に対し、助成その他の支援を行なうことができる。

(関係機関等との協議)

第 8 条 町長は、この条例の目的を達成するため特に必要があると認められるときは、総合的な生活安全策の実施方法等について、町の区域を管轄する警察署、その他必要と認める関係機関及び関係団体の代表者等と協議するものとする。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 20 年 12 月 18 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○羅臼町安全で住みよいまちづくり条例

平成 13 年 3 月 21 日条例第 7 号

羅臼町安全で住みよいまちづくり条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪や青少年の非行及び交通事故から町民の安全（以下「町民の安全」という。）を確保するために必要な基本理念を定めるとともに、町、町民及び事業者の責務を明らかにし、良好な地域社会の形成、その他町民の安全の推進に関する基本となる事項を定め、町民が安心して暮らすことのできる安全で住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「事業者」とは、町内において事業を営む個人、法人、官公署等の事業所の代表者をいう。

(基本理念)

第 3 条 町、町民及び事業者は、それぞれの役割を果たし、かつ、相互に協力することにより、すべての町民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 町、町民及び事業者は、町民の安全を確保することにより、良好な地域社会の運営の重要性を認識し、豊かな地域活動を育むよう努めなければならない。

3 町、町民及び事業者は、犯罪、青少年の非行及び交通事故に基づく経験と知識を日常生活に反映し、繰り返し犯罪や青少年の非行及び交通事故が起こらないよう努めなければならない。

(町の基本的責務)

第 4 条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、町民の安全意識を高揚させるための啓発活動、生活の安全を確保するための環境整備並びに犯罪及び事故等の被害者支援の実施等、総合的な生活安全対策の実施に努めなければならない。

2 町は、前項の施策を講ずるに当たっては、町民及び事業者並びに関係組織団体等から広く意見を聴取することができる。

3 町は、第 1 項の施策を講ずるに当たっては、町の区域を管轄する警察署長その他必要な関係機関及び団体と緊密な連携を図るものとする。

(町民の基本的責務)

第 5 条 町民は、基本理念に基づき、自らの安全確保に必要な措置を講ずるとともに、地域社会における安全活動の推進のため町内会等の活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

2 町民は、それぞれの連帯の下に、一体となって安全活動を実施する地域町内会等が形成されるよう努めなければならない。

3 町民は、町が実施する安全施策に協力するものとする。

(事業者の基本的責務)

第 6 条 事業者は、基本理念に基づき、町民の安全を推進するため、人命の尊重を基本にその事業活動が交通安全及び防犯活動に支障を来すことのないよう、事業所に勤務する役職員に対し、必要な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、役職員が基本理念達成のため地域活動に参加しようとするときは、その機会を与えるよう努めなければならない。

3 事業者は、地域活動に自主的かつ積極的に取り組み、良好な地域社会を育むよう努めなければならない。

(町民の自治組織と事業者の連携)

第 7 条 町内会その他町民の自治組織及び事業者は、基本理念に基づき、町民の安全を推進するため、互いの連携に努めるものとする。

(町民の自主組織及び団体に対する町の支援)

第 8 条 町は、町民の安全を推進するため、自主活動を行う町民の自主組織及び団体に対し、必要な支援を行うことができる。

(啓発活動の推進)

第 9 条 町は、町民及び事業者が自主的に安全で住みよいまちづくりを推進するために必要な町民の安全に関する情報の提供、並びに町民及び事業者に対する啓発活動を推進するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることができる。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 19 日条例第 38 号）

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

○日野市被害者、遺族等支援条例

平成 15 年 6 月 27 日

条例第 17 号

私たちの社会には、不慮の事件や災害に巻き込まれ、又は善意の第三者として被害にあったために、その日を境に人生設計の変更を余儀なくされ、経済的、精神的な重圧を受けながら辛く、悲しい生活を送っている方々がいる。これら事件の原因の一端には社会的背景もあり、被害にあわれた方々の個人個人の問題として終わらせることなく、また、原因や状況にとらわれず、私たち社会全体でその悲しみを受け止めることが社会的責任でもある。被害者には、受けた被害を悲嘆し、回復する権利があり、社会にはその権利を守り、支える役割がある。私たちは、このような被害者の方々が一日も早く自立した日常生活を送ることができるように、その責務と役割を明確にし、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、不慮の事件や災害に巻き込まれ、又は善意の第三者として被害にあったために人生設計の変更を余儀なくされた市民の精神的負担を軽減し、これらの者が自立した社会生活を営むことができるように、支援することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において市民とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 本市の住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)による住民基本台帳に登録されている者
- (2) 本市の外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)による外国人登録原票に登録されている者

(支援の対象者)

第 3 条 この条例において支援の対象となる者は、市民又は自らが遭遇した犯罪、不慮の事故、災害等が発生した当時市民であった者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 犯罪被害を受けた者及びその遺族又は家族
- (2) 不慮の事故に遭遇した者及びその遺族又は家族
- (3) 災害で被害を受けた者及びその遺族又は家族
- (4) 善意の第三者として被害にあった者及びその遺族又は家族
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(市の責務)

第 4 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、社会全体の協働体制を確立するよう施策を展開しなければならない。

2 市は、前項の施策を推進するため、ボランティア等の育成を図るとともに、積極的な活用にも努めなければならない。

(教育委員会の責務)

第 5 条 市教育委員会は、第 1 条の目的を達成するための教育を推進しなければならない。

(市民の支援)

第 6 条 市民は、第 1 条の目的を達成するため、被害者及びその遺族又は家族に対し支援するよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第 7 条 事業者は、第 1 条の目的を達成するため、市の施策を理解し、市に対し協力するよう努めるものとする。

(総合窓口の設置)

第 8 条 市は、総務部に総合窓口を設置し、第 3 条に掲げる者に対して、その実情に応じて具体的な支援を行うものとする。

(関係機関との連携)

第 9 条 市は、警察署その他の関係機関との連携を強化し、被害者及びその遺族又は家族の精神的負担の軽減とこれらの者に対する支援のためネットワークの形成を推進するものとする。

(研修体制の整備)

第 10 条 市は、被害者及びその遺族又は家族の精神的負担の軽減とこれらの者に対する支援について適切に対応できる職員を育成するための研修を行うものとする。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

2 市長は、この条例の施行後 5 年を目途として、この条例の施行の状況及び社会の状況等について検討し、時代の要請に適合するものとするため、経済状況等を勘案した上で必要な措置を講ずるものとする。

○犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（横須賀市）

平成 20 年 3 月 28 日
条例第 14 号

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 9 条）
- 第 2 章 安全で安心なまちづくりの推進（第 10 条－第 17 条）
- 第 3 章 犯罪を予防するための生活環境の整備（第 18 条－第 21 条）
- 第 4 章 在日米軍との協力（第 22 条）
- 第 5 章 犯罪被害者等に対する支援（第 23 条）
- 第 6 章 雑則（第 24 条）

附則

海と緑の豊かな自然に恵まれ、安全で安心して暮らせるまちは、横須賀市民すべての願いです。そして、安全で安心なまちの実現は、多くの人々が交流する活力と魅力あふれる都市として発展していくための基盤といえます。そのためには、これまで以上に安全で安心なまちづくりを進めていくことが望まれます。

近年、都市化の進展によって地域社会の一体感や連帯意識が薄くなり、国際化の進展等さまざまな社会情勢の変化を背景に、身近で発生する犯罪が増加しています。このことは、横須賀のまちも例外ではなく、私たちが感じている治安への不安感が増大していることは憂慮すべき事態です。

また、子どもが犯罪に巻き込まれる事件や少年による重大事件の発生が後を絶たない状況は深刻であり、将来を担う子どもを、被害者にも加害者にもさせないための取り組みは、地域社会が一体となって行っていくことが重要です。

横須賀市は、都市化の進んだ首都圏に位置しながらも、地域コミュニティ活動が比較的活発であるという地域特性があります。この地域の力が犯罪被害の未然防止に大きく寄与しており、今後もこれを継続していかなければなりません。私たちが将来にわたって、誰もが誇りを持って犯罪のない安全で安心なまち・横須賀を目指し、市、市民、事業者及び地域活動団体がひとつになって、共に考え、共に行動していく礎となる条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市における犯罪の防止に関し、市、市民、事業者及び地域活動団体の役割を明らかにするとともに、防犯に関する施策の基本となる事項を定め、もって犯罪のない安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「安全で安心なまちづくり」とは、自らの安全は自らで守るとともに、地域の安全は地域で守るという基本的な認識の下、それぞれの役割を担い、市、市民、事業者、地域活動団体、近隣市町、県、警察及びその他の関係機関が相互に密接に連携及び協力を図りながら、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備その他の犯罪の発生する機会を減らすための取組をいう。

2 この条例において「地域活動団体」とは、町内会、自治会、防犯関係団体及びその他安全で安心なまちづくりに関する活動をする団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 市、市民、事業者及び地域活動団体が、安全で安心なまちづくりを積極的かつ継続的に行うことを基本理念とする。

（市の責務）

第 4 条 市は、安全で安心なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策の推進に努めるものとする。

2 市は、施策を推進するに当たり、市民等（市民、事業者及び地域活動団体をいう。以下同じ。）、近隣市町、県、警察及びその他の関係機関と緊密な連携を図るものとする。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、自らの安全を確保し、かつ、相互に協力して犯罪を防止するための活動を行うよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第 6 条 事業者は、事業活動において自ら安全の確保に努めるものとする。

（地域活動団体の責務）

第 7 条 地域活動団体は、防犯パトロール等自主的な活動に取り組むとともに、当該地域で活動している他の団体と連携して、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

（土地建物等の管理者の責務）

第 8 条 土地、建物及びこれらに附属する工作物等（以下「土地建物等」という。）の管理者は、当該土地建物等を管理するに当たり、防犯上の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（相互協力）

第 9 条 市及び市民等は、安全で安心なまちづくりを推進するため、相互に協力するよう努めるものとする。

第 2 章 安全で安心なまちづくりの推進

（推進体制の整備）

第 10 条 市は、安全で安心なまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

（広報及び啓発）

第 11 条 市は、市民等の防犯意識の高揚及び規範意識の醸成を図るため、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

（自主的な活動の支援）

第 12 条 市は、地域における犯罪被害防止のための活動が促進されるよう地域活動団体の自主的な防犯活動に対し、助言その他必要な支援を行うものとする。

（情報提供）

第 13 条 市は、市民等が適切かつ効果的に安全で安心なまちづくりに関する活動が推進できるよう、必要な情報の提供を行うものとする。

（人材の育成）

第 14 条 市は、地域における自主的な防犯活動を担う人材の育成に努めるものとする。

（安全に係る教育の充実）

第 15 条 市は、家庭、学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）、同法第 124 条に規定する専修学校の高等課程及び同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校で主として外国人の児童、生徒及び幼児等（以下「児童等」という。）に対して学校教育に類する教育を行うものをいう。）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設及びこれに類する施設（以下これらを「学校等」という。）、地域と連携して、児童等が犯罪に遭わないための教育及び児童等に犯罪を起こさせないための教育の充実を図られるよう努めるものとする。

（モデル地区の指定）

第 16 条 市は、安全で安心なまちづくりを推進するため、重点的に施策を推進する地区をモデル地区として指定することができる。

(安全・安心まちづくり旬間等の指定)

第17条 市は、市民等の安全で安心なまちづくりへの関心及び理解を深めるため、10月11日から同月20日までを安全・安心まちづくり旬間として指定し、その趣旨にふさわしい活動を実施するものとする。

2 市は、児童等を犯罪被害から守る活動を推進するため、毎月1日と10日を子ども安全の日として指定し、その趣旨にふさわしい活動を実施するものとする。

第3章 犯罪を予防するための生活環境の整備

(学校等における児童等の安全確保)

第18条 学校等を設置し、又は管理する者(以下「学校等の設置者等」という。)は、保護者、地域住民、警察その他の関係機関と連携し、学校等における児童等の安全の確保に努めるものとする。

(通学路等における児童等の安全確保)

第19条 児童等が利用している道路又は日常的に利用している公園等(以下「通学路等」という。)を管理する者、保護者、学校等の設置者等及び地域住民は、警察その他の関係機関と連携し、通学路等における児童等の安全の確保に努めるものとする。

(道路等の安全環境の整備)

第20条 道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場(以下「道路等」という。)を設置し、又は管理する者は、犯罪防止に配慮した道路等の整備又は管理に努めるものとする。

(住宅の安全環境の整備)

第21条 市は、犯罪防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

2 住宅を建築しようとする者、住宅を所有し、又は管理する者及び住宅に居住する者は、当該住宅が犯罪防止に配慮した構造、設備等を有するものとなるよう努めるものとする。

第4章 在日米軍との協力

(在日米軍との協力)

第22条 市及び在日米軍は、安全で安心なまちづくりに協力して取り組むよう努めるものとする。

第5章 犯罪被害者等に対する支援

(犯罪被害者等に対する支援)

第23条 市は、犯罪により被害を受けた者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)を支援する活動を行う者と連携して、犯罪被害者等に対し、必要な情報の提供、助言及び相談に応じる窓口を設置するなど必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 雑則

(この条例の見直し)

第24条 この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第1条の目的の達成状況を評価した上で、この条例施行後5年以内に見直しを行うものとし、以後10年以内ごとに見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○座間市災害見舞金支給条例

(昭和 44 年 4 月 1 日条例第 12 号)

改正 昭和 46 年 3 月 31 日条例第 18 号
昭和 48 年 3 月 31 日条例第 21 号
平成元年 3 月 31 日条例第 16 号
平成 10 年 3 月 31 日条例第 2 号
平成 17 年 3 月 30 日条例第 11 号

昭和 46 年 10 月 18 日条例第 39 号
昭和 52 年 3 月 31 日条例第 23 号
平成 2 年 3 月 30 日条例第 15 号
平成 16 年 3 月 31 日条例第 10 号
平成 20 年 9 月 1 日条例第 22 号

注 昭和 52 年 3 月から改正経過を注記した。

(目的)

第 1 条 この条例は、市民の交通災害、火災等(以下「災害」という。)による死亡又は傷害に関して、災害見舞金制度を設け、被害者及び被災者(以下「被害者」という。)に災害見舞金(以下「見舞金」という。)を支給し、もって市民の生活安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(昭 52 条例 23・平 17 条例 11・一部改正)

(用語の意義)

第 2 条 この条例において災害とは、日本国内において発生した次の各号に掲げるものをいう。

(1) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 8 号に規定する自動車、原動機付自転車、軽車両、トロリーバスの運行によって生じた人身事故

[道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 8 号]

(2) 交通の用に供する電車、汽車等軌道上を運行する車両及び船舶、航空機により生じた人身事故

(3) 火災、風水害及び一般家庭のガス爆発により生じた人身事故

(4) その他災害の状況により、特に市長が必要と認めた人身事故

(昭 52 条例 23・平 17 条例 11・一部改正)

(対象)

第 3 条 見舞金は次の各号のいずれかに該当する場合において、死亡又は傷害の程度に応じ、被害者又はその遺族に支給する。

(1) 災害により被害者が死亡したとき(災害発生後 6 箇月以内に当該災害を原因とする死亡を含む。)

(2) 災害により被害者が傷害を受け治療のため入院したとき。

2 前項の被害者は、災害を受けたとき本市の住民基本台帳又は外国人登録原票に登録されている者で、現に住所を有する者とする。

(昭 52 条例 23・一部改正)

(遺族の範囲)

第 4 条 見舞金を受けることのできる遺族は被害者の死亡当時において、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしなくても事実上婚姻と同様の関係にあるものを含む。以下同じ。)

(2) 被害者と生計を一にしていた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前 2 号に掲げる者以外の者で被害者と生計を一にしていた者

2 見舞金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第 2 号、第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

3 被害者の遺言で第 1 項に定める者のうち、特に指定した者があるときはその者に支給する。

4 見舞金を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その人数に等分して支給する。

(昭 52 条例 23・平 17 条例 11・一部改正)

(支給制限)

第 5 条 見舞金は、被害者又は遺族の故意若しくは重大な過失又は違法行為により発生した災害を受けたときは支給しない。

2 次に掲げる条例の適用を受けたとき(第 2 号については、災害援護資金の貸付けを除く。)は、この条例による見舞金は、支給しない。

(1) 座間市消防償慰金条例(昭和 42 年座間市条例第 23 号)

[座間市消防償慰金条例(昭和 42 年座間市条例第 23 号)]

(2) 座間市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年座間市条例第 21 号)

[座間市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年座間市条例第 21 号)]

3 次の各号のいずれかに該当するときは、全額又は一部を減額することができる。

(1) 広範囲における自然災害で多数の死傷者が生じたとき。

(2) その他災害の状況により市長が必要と認めたとき。

(昭 52 条例 23・平元条例 16・平 10 条例 2・一部改正)

(見舞金の種類)

第 6 条 見舞金の種類は、次のとおりとする。

(1) 傷害見舞金

(2) 弔慰見舞金

(平元条例 16・全改)

(傷害見舞金)

第 7 条 傷害見舞金の額は、次のとおりとする。

(1) 入院の期間が 15 日以上 30 日未満の場合 2 万円

(2) 入院の期間が 30 日以上 45 日未満の場合 4 万円

(3) 入院の期間が 45 日以上の場合 6 万円

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に支給する傷害見舞金の額は、入院 1 日につき 2,000 円とし、60 日を限度とする。

(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に基づく被保護世帯の者

[生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)]

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)に基づく支援給付世帯の者

[中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)]

(3) 身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号。以下「省令」という。)別表第 5 号の 1 級から 3 級までに該当する者を有する世帯の者

[身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号。以下「省令」という。)]

(4) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条第 1 項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が 50 以下と判定された者を有する世帯の者

[児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条第 1 項] [知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条]

(5) 座間市母子等福祉手当支給条例(昭和 40 年座間市条例第 10 号)に規定する手当の支給を受けている世帯の者

[座間市母子等福祉手当支給条例(昭和 40 年座間市条例第 10 号)]

3 前 2 項の規定により傷害見舞金を受ける者が災害により省令別表第 5 号の 1 級又は 2 級に該当するものに認められたときは、同項に規定する金額に 10 万円を加算した額とする。

[省令]

(平元条例 16・追加、平 2 条例 15・平 16 条例 10・平 17 条例 11・平 20 条例 22・一部改正)

(弔慰見舞金)

第 8 条 弔慰見舞金の額は、次のとおりとする。

(1) 20 歳未満の者 20 万円

(2) 20 歳以上の者 30 万円

(平元条例 16・追加)

(支給方法)

第 9 条 見舞金は、被害者又は遺族の申出により支給する。

2 見舞金の支給を受けようとする者は、災害の発生した日から 1 年以内の限度において、申し出で請求しなければならない。

(昭 52 条例 23・一部改正、平元条例 16・旧第 7 条繰下)

(権利譲渡等の禁止)

第 10 条 見舞金を受ける権利は他に譲り渡し、又は担保に供することができない。

(平元条例 16・旧第 8 条繰下)

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平元条例 16・旧第 9 条繰下)

附 則

この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の災害にかかわるものから適用する。

附 則(昭和 46 年 3 月 31 日条例第 18 号)

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 46 年 10 月 18 日条例第 39 号)

この条例は、昭和 46 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 48 年 3 月 31 日条例第 21 号)

1 この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の座間市災害見舞金支給条例「別表傷害見舞金」中現に入院治療を受けている者については、改正後の条例を適用する。

附 則(昭和 52 年 3 月 31 日条例第 23 号)

1 この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の座間市災害見舞金支給条例の別表「傷害見舞金」中、現に入院治療を受けている者の施行日以後の入院治療については、改正後の条例を適用する。

附 則(平成元年 3 月 31 日条例第 16 号)

1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の座間市災害見舞金支給条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生した災害に係るものから適用し、施行日前に発生した災害に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 2 年 3 月 30 日条例第 15 号)

1 この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の座間市災害見舞金支給条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生した災害に係るものから適用し、施行日前に発生した災害に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 10 年 3 月 31 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 31 日条例第 10 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 30 日条例第 11 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 1 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

・座間市災害見舞金支給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、座間市災害見舞金支給条例(昭和44年座間市条例第12号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

[座間市災害見舞金支給条例(昭和44年座間市条例第12号。以下「条例」という。)第11条][条例]
(昭52規則10・平元規則16・一部改正)

(人身事故等)

第2条 条例第2条第4号に規定するその他災害の状況により、特に市長が必要と認めた人身事故は、次に掲げるとおりとする。

(1) 水難、火災救助その他人命救助活動による死亡

(2) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)に基づき支給対象となる死亡。ただし、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則(昭和55年国家公安委員会規則第6号)第6条、第7条及び第9条に該当する場合を除く。

[犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)][犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則(昭和55年国家公安委員会規則第6号)第6条][第7条][第9条]

[条例第2条第4号]

2 条例第3条第1項第2号で規定する入院とは、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院又は診療所に入院することを用いる。

[条例第3条第1項第2号][医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5]

(平16規則28・全改、平20規則32・一部改正)

(支給申請等)

第3条 見舞金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる見舞金の種類に応じ、当該各号に定める書類を添えて、災害見舞金支給申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(1) 傷害見舞金

ア 自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書又は消防署のり災証明書

イ 入院証明書

ウ 申請者と被害者との関係を証するもの

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 弔慰見舞金

ア 前号のア及びウに定める書類

イ 死亡診断書又は死体検案書

ウ その他市長が必要と認める書類

[第1号様式]

(昭52規則10・平元規則16・平16規則28・一部改正)

(申請の代理)

第4条 前条の規定による申請をする場合において、被害者又は遺族が未成年者であるときは、当該被害者又は遺族の保護者(親権を行う者、後見人その他の者で、現に当該被害者又は遺族を監護するものをいう。)がそれらに代わって申請をすることができる。

(昭52規則10・平元規則16・平16規則28・一部改正)

(見舞金の決定等)

第5条 市長は、第3条の規定による申請があったときは、これを審査して見舞金の支給の可否及びその額を決定し、災害見舞金支給決定(却下)通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

[第3条][第2号様式]

(平元規則16・平16規則28・一部改正)

(支給方法等)

第6条 見舞金は、前条の決定通知をしてから30日以内に支給する。

2 傷害見舞金の支払を受けた者が、当該傷害見舞金を受けた傷害が原因で死亡し、弔慰見舞金を受けることとなった場合においては、既に受けた傷害見舞金は弔慰見舞金の内払とみなす。

3 傷害見舞金を受ける権利を有する者が、重ねて災害を受けて死亡したときは、それぞれの見舞金を支給する。

(平元規則16・平16規則28・一部改正)

(未支給の見舞金)

第7条 見舞金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき見舞金で、その者に支給しなかったものがあるときは、条例第4条の規定に基づく順位により見舞金を支給する。

[条例第4条]

(平16規則28・一部改正)

(見舞金の返還)

第8条 偽りその他不正の手段により、見舞金の支給を受けた者があるときは、市長は、その見舞金に相当する金額又はその一部をその者から返還させることができる。

(昭52規則10・一部改正)

○新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例

平成18年12月21日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第133号

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 市民等の自主防犯活動の促進（第9条―第16条）

第3章 都市環境健全化の推進（第17条―第19条）

第4章 防犯性の高いまちづくりの推進（第20条―第26条）

第5章 犯罪被害者等に対する支援（第27条）

第6章 公共の場所における迷惑行為の禁止等（第28条―第32条）

第7章 補則（第33条）

附則

近年、国際化、都市化、情報化及び高齢化の進展などに伴う社会情勢の変化、多様化する生活形態や規範意識の低下などを背景として、日常生活が営まれる身近な場所での犯罪が増加し、市民に不安を与え、将来を担う子どもたちを取り巻く環境に重大な影響を及ぼしかねない状況となっている。安心して安全に暮らすことのできる地域社会を実現することは、新潟市が未来に向かって発展していくために欠くことのできない基盤であり、私たちすべての願いである。犯罪の起こりにくいまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりが自らの防犯意識を高めて犯罪に遭わないよう心がけ、自治会・町内会や地域コミュニティ協議会など地域が一体となって広報啓発活動及び子どもたちの安全教育を行うことはもとより、犯罪者

に犯罪の機会を与えない社会環境を作り出す工夫を施すなど、地域の防犯力の向上に努めるとともに、人と人とのきずなを大切に、互いに支え合い、助け合うことのできる地域社会を築いていくことが重要である。

ここに、私たちのふるさどが、住む人にとっても、訪れる人にとっても、愛着の持てる安らぎのあるまちとして将来に引き継がれていくよう、安心して安全に暮らすことのできるまちづくりの推進に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪のない安心・安全なまちづくり（以下「安心・安全なまちづくり」という。）について、市の責務並びに市民、自治会等（自治会、町内会、地域コミュニティ協議会その他の地域的な協働活動を行う団体をいう。以下同じ。）及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪を未然に防止する環境を整備するための基本となる事項等を定めることにより、市民が安心して安全に暮らすことができる新潟市の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 安心・安全なまちづくりは、市及び市民等（市民、自治会等及び事業者をいう。以下同じ。）が、それぞれの役割についての相互理解の下に連携し、及び協力して、次に掲げる事項を基本として推進するものとする。

- （1） 自らの安全は自ら守り、及び地域の安全は地域自ら守るという防犯意識の高揚を図ること。
- （2） お互いが支え合う地域社会の形成を図ること。
- （3） 警察、防犯協会その他関係機関（以下「警察等」という。）との協働を強め、犯罪の防止を図ること。
- （4） 飲食店、小売店舗その他の店舗が集積する地域（以下「繁華街」という。）の環境の健全化を図ること。
- （5） 国際化の進展に対応した、誰もが安心して安全に暮らせる港まち新潟の環境整備を図ること。

2 安心・安全なまちづくりは、基本的人権を尊重して行われなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、安心・安全なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、県及び警察等との連絡調整を緊密に行うものとする。

3 市は、安心・安全なまちづくりに関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

（市民の役割）

第4条 市民は、基本理念にのっとり、お互いに協力して市、自治会等及び事業者と連携して地域活動に取り組み、安心・安全なまちづくりを推進するとともに、公共の場においては他者に迷惑をかけることのないように努めなければならない。

2 市民は、安心・安全なまちづくりに必要な知識を積極的に習得し、自らの安全の確保に努めなければならない。

3 市民は、市が条例に基づき実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（自治会等の役割）

第5条 自治会等は、地域の防犯力を高めるうえで中核的な役割を担うものであることを認識し、基本理念にのっとり、市、市民及び事業者と連携して地域の実情に応じて自主的な活動に取り組むよう努めなければならない。

2 自治会等は、市が条例に基づき実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員であることを認識し、地域活動に積極的に参加するとともに、市、市民及び自治会等と連携して、安心・安全なまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、市内に所有し、占有し、又は管理する施設及びその市内における事業活動に関し、防犯活動に関する責任者を配置するなど自ら安全の確保に努めるとともに、安心・安全なまちづくりを推進するよう努めなければならない。

3 事業者は、従業員に安心・安全なまちづくりに必要な知識を習得させる機会を与えるように努めなければならない。

4 事業者は、市が条例に基づき実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（財政上の措置）

第7条 市は、安心・安全なまちづくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（推進計画の策定等）

第8条 市長は、安心・安全なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、推進計画の策定、変更等に当たっては、あらかじめ、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、公表するものとする。

第2章 市民等の自主防犯活動の促進

（広報及び啓発）

第9条 市は、安心・安全なまちづくりに関し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

（市民等の自主的な活動の促進）

第10条 市は、市民等が行う安心・安全のためのパトロール、防犯講習会、通学路安全点検その他の安心・安全なまちづくりに関する自主的な活動を促進し、これが継続的かつ効果的に行われるよう、情報の提供、指導及び助言その他必要

な措置を講ずるものとする。

(防犯の日及び防犯月間)

第11条 市民の防犯意識の高揚及び市民参加による安心・安全なまちづくりの活動を促進するため、10月の第3水曜日を新潟市防犯の日とし、10月を新潟市防犯月間とする。

(人材育成等)

第12条 市は、地域で防犯活動を行うリーダーを育成し、その活動を支援するものとする。

(モデル地域の指定)

第13条 市長は、安心・安全なまちづくりに関する活動を推進するため、重点的に施策を推進する地域として防犯活動モデル地域を指定することができる。

(表彰)

第14条 市長は、自主的な防犯活動その他の活動において、安心・安全なまちづくりに寄与したと認められる市民等を表彰することができる。

(防犯上の配慮を要する者の安全確保)

第15条 市は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校及び保育園等の児童福祉施設(以下「学校等」という。)並びに市民等と連携し、防犯上の配慮を要する者が犯罪の被害を受けないための教育及び啓発を行うとともに、安全の確保のため必要な措置を講ずるものとする。

(児童、生徒等の規範意識を高めるための措置)

第16条 市は、学校等及び市民等と連携し、幼児、児童及び生徒の規範意識を高めるため、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 都市環境健全化の推進

(地域の特性に応じた対策の推進)

第17条 市は、市民等及び警察等と連携し、及び協力して、住宅街、商店街、農業地域等の地域の特性に応じた防犯対策及び環境の健全化の推進に努めなければならない。

(繁華街における対策)

第18条 市、繁華街において店舗等を所有し、又は管理する者及び事業を行う者並びに地域住民は、警察等と相互に連携し、誰もが安心して安全に訪れることのできる繁華街になるよう必要な措置を講じ、環境の健全化の推進に努めなければならない。

(事業所集中地域等における対策)

第19条 市及び市民等は、工業団地、流通団地その他の事業所集中地域、港湾周辺地域等における防犯対策及び環境の健全化を推進するため、警察等と相互に連携し、犯罪の発生しにくい環境づくりに努めなければならない。

第4章 防犯性の高いまちづくりの推進

(公共施設の整備等)

第20条 市長は、公共施設の整備及び管理に当たっては、犯罪の防止に努めなければならない。

(学校等における措置)

第21条 市長及び教育委員会は、共同して、学校等において乳児、幼児、児童及び生徒(以下これらを「子ども」という。)が犯罪に遭わないための対処方法の指導、緊急時に備えた体制整備、施設の点検及び整備等犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。

2 学校等を設置し、又は管理する者は、前項に規定する指針により必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(通学路等における措置)

第22条 市長及び教育委員会は、共同して、通学、通園等に利用される道路及び子どもが日常的に利用する公園、広場等(以下「通学路等」という。)について安全点検、安全な環境の整備等子どもに対する犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。

2 通学路等を設置し、又は管理する者、子どもの保護者、学校等及び市民等は、警察等と連携して、前項に規定する指針により必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(道路等における措置)

第23条 市長は、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場(以下「道路等」という。)について、周囲からの見通しの確保、さくの設置等犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。

2 道路等を設置し、又は管理する者は、前項に規定する指針により必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(住宅における措置)

第24条 市長は、住宅(共同住宅を含む。以下同じ。)について、犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。

2 市内において、住宅を建築する建築主、住宅を設計し、建築し、又は供給する事業者及び住宅を所有し、又は管理する者(以下「建築主等」という。)は、前項に規定する指針により必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、建築主等に対し、当該住宅の防犯性向上のために必要な情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(店舗等における措置)

第25条 事業者は、店舗、事務所、工場、倉庫等(以下「店舗等」という。)の構造及び設備の防犯性向上に努めるとともに、従業員による防犯体制の整備、休日、夜間における警備員の見回り等犯罪の防止に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗の設置者は、その集客力、夜間営業の増加等による周辺地域への影響を勘案し、駐車場の管理を徹底することなどにより犯罪行為の未然防止に努めなければならない。

3 市は、事業者に対して、店舗等の防犯性向上のために必要な情報の提供、指導、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(土地又は建物の管理者の措置等)

第26条 市内に土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者は、地域における犯罪防止のため、その土地又は建物に係る安全な環境を確保し、適正な管理に努めなければならない。

2 市内に空地又は空家を所有し、又は管理する者は、当該空地又は空家について、さくを設置し、出入口を施錠する等、犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市長は、空地又は空家の管理状態に防犯上支障があると認められるときは、その所在地を管轄する警察署長と協議のうえ、当該空地又は空家の所有者又は管理者に対し、必要な改善を行うよう指導することができる。

4 市は、前項の措置を講ずるため必要があると認めるときは、その空地又は空家に立ち入り、その状況を調査し、並びにその所有者、占有者及び管理者の氏名等を調査することができる。

5 市長は、第3項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく当該指導に従わないときは、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

6 市長は、前項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

第5章 犯罪被害者等に対する支援

(犯罪被害者等に対する支援)

第27条 市は、犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。)により被害を被った者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第

161号)により、国、他の地方公共団体等と連携し、相談体制の整備その他犯罪被害者等を支援するための施策を講ずるものとする。

第6章 公共の場所における迷惑行為の禁止等

(定義)

第28条 この章において「接客飲食店等営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

(1) 営業所を設けて、当該営業所において客に飲食させる営業のうち、歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなして営むもの

(2) 営業所を設けて、当該営業所において客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供して営むもの

(3) 人の住居又は人の宿泊若しくは休憩の用に供する施設において、客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者をその客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

(客引き行為等の禁止)

第29条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 接客飲食店等営業の客となるように客引き(相手方を特定して、客となるよう誘うことをいう。以下同じ。)をし、又は広く人に呼びかけ、若しくはビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。

(2) 接客飲食店等営業に関する情報の提供を行うための施設の客となるように客引きをし、又は広く人に呼びかけ、若しくはビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取り上げ、進路に立ちふさがり、つきまとう等執ように客引きをすること。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為を行わせてはならない。

(勧誘行為の禁止)

第30条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 接客飲食店等営業において、人に接する役務に従事するように呼びかけ、又は

ビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して勧誘すること。

(2) 人の性的好奇心をそそる行為を撮影するための被写体となるよう勧誘すること。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為を行わせてはならない。

(ピンクビラ等配布行為の禁止等)

第31条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公共の場所において、次のいずれかに該当する写真若しくは絵又は文言を掲載し、かつ、電話番号等の連絡先を記載したビラ、パンフレットその他これらに類する文書図画又は物品(以下「ピンクビラ等」という。)を配布すること。

ア 人の性的好奇心をそそる、衣服を脱いだ人の姿態の写真又は絵

イ 人の性的好奇心をそそる、人の水着姿、各種制服姿等の写真であって、人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表すもの

ウ 人の性的好奇心をそそる役務の提供又は当該役務に従事する者の募集を表し又はこれを推測させる文言等

エ 人の性的好奇心をそそる物品等の販売を表す文言等であって、人を著しく羞恥させるような卑わいなもの

(2) 公衆電話ボックス、公衆便所その他公衆が自由に出入することができる建築物の内部又は公衆が見やすい屋外の場所にピンクビラ等を表示し、又は配置すること。

(3) みだりに人の住居又は人の宿泊若しくは休憩の用に供する施設の客室にピンクビラ等を配り、又は差し入れること。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為を行わせてはならない。

(ピンクビラ等の除却及び廃棄)

第32条 土地、建物又は工作物の管理者は、それらに表示され、又は配置されたピンクビラ等を速やかに除却し、又は廃棄するよう努めなければならない。

2 何人も、前条第1項第2号の規定に違反して公共の場所に表示され、又は配置されたピンクビラ等を除却し、又は廃棄することができる。

3 何人も、正当な理由なく、前項の規定による除却又は廃棄を妨害してはならない。

4 市長は、前項の規定による除却及び廃棄が適切に行われるよう、講習その他の必要な施策を講ずるものとする。

第7章 補則

(その他)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○十日町市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪のない安全・安心なまちづくり（以下「安全・安心なまちづくり」という。）について、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、犯罪を未然に防止する環境を整備するための基本的な事項を定め、もって市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市民、自治会等、事業者及び土地所有者等をいう。
- (2) 自治会等 自治会、防犯関係団体その他安全・安心なまちづくりに関する活動を行う団体をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (4) 土地所有者等 市内に存する土地又は建物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 関係機関 市の区域を管轄する警察署、消防署その他安全・安心なまちづくりに関する施策を実施する行政機関をいう。
- (6) 学校等 幼稚園、小学校、中学校、高等学校その他の学校及び保育所その他の児童福祉施設をいう。

(基本理念)

第3条 安全・安心なまちづくりは、自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域自ら守る、という防犯意識の下に、市民等による自主的な活動を基本としなければならない。

2 安全・安心なまちづくりは、市及び市民等がそれぞれの役割について相互理解の下に連携し、及び協力して推進されなければならない。

3 安全・安心なまちづくりは、基本的人権を尊重して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全・安心なまちづくりに関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民等、関係機関及び学校等と連携し、必要な推進体制を整備して行うものとする。

3 市は、安全・安心なまちづくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、安全・安心なまちづくりに関して理解を深め、日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、安全・安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 市民は、自治会等が行う防犯活動に積極的に参加するとともに、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の役割)

第6条 自治会等は、基本理念にのっとり、安全・安心なまちづくりに関して理解を深め、地域の実情に応じた安全・安心なまちづくりを推進する活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 自治会等は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、安全・安心なまちづくりに関して理解を深め、当該事業者が所有し、又は管理する施設及びその事業活動に関し、自らの安全の確保に努めるとともに、安全・安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等の役割)

第8条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物その他の工作物について、犯罪の防止に配慮した環境を確保するよう努めるものとする。

2 土地所有者等は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進計画の策定)

第9条 市長は、基本理念にのっとり、安全・安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪のない安全・安心なまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、安全・安心なまちづくりに関し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(情報の迅速な提供)

第11条 市は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。第19条において同じ。）の情報を、市民等に迅速に提供するものとする。

2 市は、情報の提供に当たっては、個人情報等を適正に取り扱うものとする。

(自主的な活動の促進及び人材の育成)

第12条 市は、市民等に対し、市民等が行う安全・安心なまちづくりに関する自主的な活動を促進するため、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

2 市は、安全・安心なまちづくりを推進する人材の育成に努めるものとする。

(子ども、高齢者、障害者等に対する防犯のための支援)

第13条 市は、乳幼児、児童及び生徒（以下「子ども」という。）、高齢者、障害者等の特に防犯上の配慮を要する者に対し、犯罪による被害に遭わないようにするため、防犯教育、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(学校等における安全確保)

第14条 市は、市が設置し、又は管理する学校等において、子どもが犯罪による被害に遭わないようにするための安全の確保（以下「安全確保」という。）に係る対策を講ずるものとする。

2 市は、学校等（市が設置し、又は管理するものを除く。）を設置し、又は管理する者に対し、安全確保に係る対策に必要な情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

(通学路等における安全確保)

第15条 市は、市民等、関係機関及び学校等と連携し、通学、通園等の用に供される道路及び子どもが日常的に利用する公園、広場等における安全確保のため、必要な対策を講ずるものとする。

(防犯教育等の充実)

第16条 市は、市民等、関係機関及び学校等と連携し、子どもが犯罪による被害に遭わないようにするための教育及び犯罪を起こさせないようにするための教育の充実に努めるものとする。

(犯罪防止に配慮した道路等の普及)

第17条 市は、道路、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）のうち、市が設置し、又は管理するものについて、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するようにするものとする。

2 市は、道路等（市が設置し、又は管理するものを除く。）を設置し、又は管理する者に対し、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を普及するため、必要な情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

(犯罪防止に配慮した建物等の普及)

第18条 市は、市が設置し、又は管理する建物について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するようにするもの

とする。

2 市は、建物の建築主及び建物を設計し、建築し、又は供給しようとする事業者並びに土地所有者等に対し、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅、商業施設その他の建物を普及するため、必要な情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

3 市長は、土地所有者等に対し、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物その他の工作物に犯罪、事故又は災害による被害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(犯罪被害者等に対する支援)

第 19 条 市は、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）に基づき、国、他の地方公共団体等と連携し、相談体制の整備その他犯罪被害者等を支援するための施策を講ずるものとする。

(安全・安心なまちづくり推進会議)

第 20 条 安全・安心なまちづくりの推進を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、十日町市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 推進計画に関すること。

(2) 安全・安心なまちづくりの推進に関すること。

3 推進会議は、市長が委嘱又は任命する 15 人以内の委員をもって組織する。

4 推進会議の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

○上越市みんなで防犯安全安心まちづくり条例

平成 18 年 9 月 29 日

条例第 57 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 安全安心まちづくりの推進に関する基本方針等(第 9 条・第 10 条)

第 3 章 安全安心まちづくりの推進に関する施策等(第 11 条—第 24 条)

第 4 章 上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議(第 25 条—第 29 条)

第 5 章 雑則(第 30 条)

附則

安全に安心して暮らせる明るい地域社会を築くことは、私たちみんなの願いである。

上越市は、豊かな自然、歴史と文化に恵まれ、そこに暮らす私たちは、これらがもたらす様々な恩恵を享受し、お互いを支え合う心を大切にしながら、地域社会をはぐくんできた。

しかしながら、近年の急激な社会環境の変化に伴い、人々の価値観や生活様式の多様化が進み、地域社会における連帯感や規範意識の希薄化も顕著となってきた。こうした中、犯罪の質や形態も変化していることから、私たちの暮らしの安全と安心を確保するためには、地域社会が持つ犯罪を抑止する機能の充実強化が重要な課題となっている。

市民はもとより上越市を訪れる人々も含め、みんなが安全に安心してこの地で暮らし、滞在することができる地域社会を実現するためには、私たち一人ひとりが、お互いの人権を尊重し合いながら、地域社会の中で主体的に考え、市、地縁団体、事業者等の地域社会の担い手と連携し、行動していく不断の取組が何よりも重要である。

私たちは、「地域の安全は自ら守る」という認識の下、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくり(以下「安全安心まちづくり」という。)について、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、安全安心まちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、安全安心まちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民が安全に安心して暮らし、さらには本市を訪れる者も安全に安心して滞在することができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 市民、地縁団体等及び事業者をいう。

(2) 地縁団体等 地縁団体、防犯関係団体その他安全安心まちづくりに関する活動を行う団体をいう。

(3) 学校等 幼稚園、小学校、中学校、高等学校その他の学校及び保育所その他の児童福祉施設をいう。

(4) 土地所有者等 市内に存する土地又は建物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(5) 見守り活動 乳幼児、児童及び生徒(以下「子ども」という。)並びに高齢者その他特に安全の確保について配慮を必要とする者が犯罪による被害に遭わないようにするため、市民等が安全の確保について配慮を必要とする者を見守る活動をいう。

(基本理念)

第 3 条 安全安心まちづくりは、市及び市民等が地域の安全は自ら守るという意識の下、それぞれの責務を果たしつつ連携し、安全に安心して暮らせる明るい地域社会を築くことを基本理念として推進されなければならない。

2 安全安心まちづくりは、人権その他の権利を侵害しないように行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、安全安心まちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、安全安心まちづくりの推進に関する施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体及び市民等と連携して行うものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校等及び職場における機会その他の社会のあらゆる機会をとらえて、安全安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 市民は、日常生活における自らの安全の確保のため、積極的に安全安心まちづくりに関する活動等に参加して、必要な知識の習得に努めるものとする。

3 市民は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(地縁団体等の責務)

第 6 条 地縁団体等は、基本理念にのっとり、自主的に安全安心まちづくりに関する活動に取り組むとともに、地域の実情に応じ、その地域で活動する他の団体と連携して、安全安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 地縁団体等は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 7 条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者が所有し、占有し、又は管理する施設及びその事業活動に関し、自らの安全の確保に努めるとともに、その事業活動におけるあらゆる機会をとらえて、安全安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業員の安全安心まちづくりに対する意識を高めるため、必要な知識の習得が図られるよう努めるものとする。

3 事業者は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第 8 条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物その他の工作物において犯罪の防止に配慮した環境を確保するよう努めるものとする。

2 土地所有者等は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第 2 章 安全安心まちづくりの推進に関する基本方針等

(施策の策定等に係る指針)

第9条 市は、安全安心まちづくりの推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 安全の確保について配慮を必要とする者が犯罪による被害に遭わないようにすること。
- (2) 犯罪の防止に配慮した環境を確保すること。

(推進計画の策定等)

第10条 市長は、安全安心まちづくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画(以下「推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 安全安心まちづくりの推進に関する施策についての基本方針
- (2) 安全安心まちづくりの推進に関する長期的な目標
- (3) 前2号に掲げるもののほか、安全安心まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議の意見を聴かななければならない。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにその旨を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第3章 安全安心まちづくりの推進に関する施策等

(安全の確保について配慮を必要とする者に対する防犯教育等)

第11条 市は、安全の確保について配慮を必要とする者に対し、犯罪による被害に遭わないようにするため、必要な防犯教育、情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

(安全確保に係る教育等の充実)

第12条 市は、市民等及び学校等の関係者と連携し、犯罪による被害に遭わないようにするための安全の確保に係る教育及び犯罪を起こさないための教育の充実を図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(学校等における安全確保等)

第13条 市は、市が設置し、又は管理する学校等について、子どもが犯罪による被害に遭わないようにするための安全の確保(以下「安全確保」という。)に係る対策を講ずるものとする。

2 市は、学校等(市が設置し、又は管理するものを除く。)を設置し、又は管理する者に対し、安全確保に係る対策について、必要な情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

3 市は、学校等を設置し、又は管理する者、関係行政機関及び市民等に対し、それぞれが連携した安全確保に係る体制の整備及び活動の実施について、必要な情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

(通学路等における安全確保)

第14条 市は、通学、通園等の用に供される道路及び子どもが日常的に利用する公園、広場等における安全確保のため、市民等と連携し、見守り活動の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪防止に配慮した道路等の普及)

第15条 市は、道路、自動車駐車場及び自転車駐車場(以下「道路等」という。)のうち市が設置し、又は管理するものについて、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するようにするものとする。

2 市は、市以外の者が設置し、又は管理する道路等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を普及するため、必要な情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

(犯罪防止に配慮した建物等の普及)

第16条 市は、市が設置し、又は管理する施設について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するようにするものとする。

2 市は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅、商業施設その他の建物を普及するため、建物の建築主及び建物を設計し、建築し、又は供給する事業者並びに建物を所有し、占有し、又は管理する者に対し、必要な情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

3 市は、土地所有者等がその所有し、占有し、又は管理する土地又は建物その他の工作物において犯罪の防止に配慮した環境を確保するため、必要な情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

(上越市防犯の日の指定等)

第17条 市は、市民等の安全安心まちづくりへの関心及び理解を深めるため、毎年7月12日を上越市防犯の日として指定する。

2 市長は、毎年7月12日を含む期間を防犯運動強化期間として指定し、市民等の安全安心まちづくりへの関心及び理解を深めるとともに、その普及を図るものとする。

(モデル地域の指定)

第18条 市長は、市民等による安全安心まちづくりに関する活動を推進するため、犯罪の防止に配慮した地域づくりに向けた環境整備等の施策を重点的に実施する地域を安全安心まちづくりに関する活動モデル地域として指定することができる。

(自主的な活動に対する支援)

第19条 市は、見守り活動その他地域における自主的な安全安心まちづくりに関する活動(以下「自主的な活動」という。)を促進するため、必要な情報の提供、助言又は指導を行うとともに、自主的な活動について必要に応じ財政的援助その他の支援を行うものとする。

(人材の育成等)

第20条 市は、自主的な活動を積極的かつ効果的なものとするため、自主的な活動の中心となる人材を育成するものとする。

2 市長は、前項の規定により育成した人材を上越市安全安心リーダーとして認定することができる。

3 市は、地域における安全安心まちづくりの推進に関する施策の実施に当たっては、当該地域の上越市安全安心リーダーと連携して行うものとする。

(犯罪被害者等に対する支援)

第21条 市は、犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。)により害を被った者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161

号)に基づき、国、他の地方公共団体等と連携し、相談体制の整備その他犯罪被害者等を支援するための施策を講ずるものとする。

(推進体制の整備等)

第 22 条 市は、安全安心まちづくりの推進に関する施策を策定し、及び円滑に実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(広報活動の充実等)

第 23 条 市は、市民等の安全安心まちづくりに関する理解を深めるとともに、安全安心まちづくりの推進に関する活動に対する意欲を高めるため、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第 24 条 市長は、毎年、安全安心まちづくりの推進に関する施策の実施状況を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第 4 章 上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議

(設置)

第 25 条 安全安心まちづくりの推進を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第 26 条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 推進計画に関し、第 10 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
 - (2) 市長の諮問に応じ、安全安心まちづくりの推進に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- 2 推進会議は、前項各号に掲げるもののほか、推進計画の推進に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 27 条 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する 20 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 地縁団体等を代表する者
- (4) 事業者
- (5) 公募に応じた市民
- (6) 市の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 28 条 推進会議の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(規則への委任)

第 29 条 前 3 条に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第 5 章 雑則

(委任)

第 30 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年条例第 12 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

○福井市生活安全条例

平成 14 年 12 月 25 日

条例第 29 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会づくり(以下「安全で安心な地域社会づくり」という。)の推進に関し、基本理念を定め、市民、事業者及び関係団体(以下「市民等」という。)並びに市の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、市民等及び市が一体となった安全で安心な地域社会づくりの総合的な推進を図るとともに、地域における犯罪及び事故等を未然に防止し、もって市民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有し、若しくは滞在する者又は市内に存する土地若しくは建物の所有者若しくは管理者をいう。
- (2) 事業者 市内において商業、工業その他の事業を営むものをいう。
- (3) 関係団体 市内において生活の安全に関する活動を行う団体であつて、営利を目的としないものをいう。

(基本理念)

第 3 条 安全で安心な地域社会づくりは、市民等及び市が、自らの地域社会は自らが守るという連帯意識の下、それぞれの役割を担い、緊密な連携を図りながら、協働して推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 市民等の生活の安全に関する意識の啓発
- (2) 地域における生活の安全に対する市民等の自主的な活動(以下「地域生活安全活動」という。)の支援
- (3) 生活の安全を確保するための環境整備
- (4) その他この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項に規定する施策を実施するときは、関係行政機関等と緊密な連携を図るものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、常に生活の安全に関する意識を高め、自ら生活の安全の確保及び地域生活安全活動の推進に努めるとともに、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自ら事業の安全の確保及び地域生活安全活動の推進に必要な方策を講じるとともに、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するものとする。

(関係団体の責務)

第 7 条 関係団体は、地域生活安全活動を行うに当たっては、市と緊密な連携を図りながら、市民及び事業者と協働するとともに、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するものとする。

(防犯隊等との連携)

第 8 条 市民等は、福井市防犯隊設置条例(昭和 46 年福井市条例第 15 号)に規定する防犯隊及び関係行政機関等と連携しつつ、この条例の目的を達成するために必要な活動を行うものとする。

(啓発活動等)

第 9 条 市は、第 3 条に定める基本理念にのっとり、安全で安心な地域社会づくりの重要性について、市民等の理解が深まるよう啓発活動、広報活動その他の必要な活動を行うものとする。

(地域生活安全活動団体)

第 10 条 市民等は、安全で安心な地域社会づくりを推進するための団体(次項において「地域生活安全活動団体」という。)を自主的に組織するよう努めるものとする。

2 市は、地域生活安全活動団体の組織づくり及びその活動に対し、必要な支援をすることができるものとする。

(要援護者への配慮)

第 11 条 市は、犯罪及び事故等を未然に防止するため、特に援護を必要とする高齢者、障害者、幼児等(次項において「要援護者」という。)に配慮した施策を実施するものとする。

2 市民等は、地域において要援護者が安全に安心して暮らすことができるよう配慮するものとする。

(犯罪被害者等に対する支援)

第 12 条 市は、犯罪被害者等(犯罪及び事故等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。)の支援に当たっては、県及び犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者と連携して、情報の提供、助言、相談その他の必要な支援を行うものとする。

(福井市生活安全推進協議会)

第 13 条 市民の生活安全対策について、市、市民等及び関係行政機関等が相互に連携し、及び協力することにより、その円滑かつ総合的な推進を図るための施策等に関する協議を行うため、福井市生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、協議した基本的事項及び基本的施策に関し、市長に意見を述べることができる。

(協議会の組織)

第 14 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、関係団体及び関係行政機関の代表者、学識経験者等のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

6 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

7 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(表彰)

第 15 条 市長は、地域生活安全活動によって、安全で安心な地域社会づくりの推進に寄与し、その功績が顕著であると認められる市民等を表彰する。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年条例第 11 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

○岐阜市くらしの安全条例

平成 11 年 3 月 30 日

条例第 12 号

近年、凶悪な犯罪やせい惨な事故が増加し市民のくらしに大きな不安をもたらしている。

この不安を取り除き、市民が潤いと安らぎのある快適な生活を享受でき、さらには未来を担う子供たちが健全に育つことができる社会環境を維持し、創造していくためには、市民、事業者、市が相互の役割分担と協力により、すべての者が安心して暮らすことができる安全なまちづくりを進めなければならない。

このためには、個人のプライバシーに配慮しつつ、犯罪、事故、災害の発生を未然に防止し、非常時に助け合うことができるコミュニティを地域全体ではなく、これを基礎として活動や施策を実施していくことが必要である。

ここに、市民のくらしの安全を確立するためのまちづくりの基本理念を明らかにしてその方向を示し、施策を総合的に推進していくため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪、事故等から市民のくらしの安全を確保するために必要な基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、良好な地域社会の形成その他市民のくらしの安全の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、安全なまちを築き、市民が現在及び将来にわたり安心して暮らすことができる社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 市民、事業者及び市は、その能力を生かし、それぞれの役割を果たしつつ相互に協力し、すべての人が安心して暮らすことができる安全なまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 市民、事業者及び市は、安全なまちづくりを推進するに当たっては、自立の精神に支えられた豊かで良好な地域社会の形成が重要であることを認識し、これをはぐくむよう努めなければならない。

3 市民、事業者及び市は、犯罪、事故等から得た教訓及び経験を日常生活の中に生かし、次世代にこれらを継承していくよう努めなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民の安全を推進するために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項に規定する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民及び事業者の意見を積極的に反映するよう努めなければならない。

3 市は、第 1 項に規定する施策のうち都市基盤整備の指針及び計画を策定するときは、犯罪、事故等にかかわる調査及び研究の上に行うものとする。

4 市は、第 1 項に規定する施策を策定し、及び実施するため常に国、県及びその他の地方公共団体並びに事業者との連携に努めるものとする。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、基本理念にのっとり、常に安全に関する知識及び技術を習得し、身の安全に係る点検を行い、その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、犯罪、事故等の発生時においては、相互に協力して被害者の救助及び安全確保のために積極的な活動をしなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、安全に配慮し、当該事業活動に使用する設備を点検する等の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その従業員が安全に関する知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪、事故等の発生時においては、その能力を活用して、被害者の救助及び安全確保のために積極的な活動をしなければならない。

(安全で安心なコミュニティづくり等)

第 6 条 市民及び事業者は、地域活動に自主的かつ主体的に取り組むことにより助け合いの精神に根ざした良好なコミュニティをはぐくむよう努めなければならない。

2 市民及び事業者は、市民一人ひとりが行う身近なくらしの安全又は安心の確保に関する取り組みを地域全体のまちづくり活動につなげていくよう努めなければならない。

3 市民及び事業者は、地域で犯罪、事故等が発生した場合においては、速やかに関係機関へ通報するとともに、相互に連携して組織的かつ自主的にそれぞれの責務に応じた活動を行わなければならない。

4 市民及び事業者は、一体となって地域の安全を確保するための計画を作成することができる。

5 市は、前項に規定する計画を作成しようとする市民及び事業者に対し、必要な支援を行うとともに、当該計画が適切に実施されるよう配慮しなければならない。

(要援護者への配慮)

第 7 条 市は、犯罪、事故等の発生時において特に援護が必要な高齢者、障害者、児童等(以下「要援護者」という。)に配慮した施策を策定し、及び体制を整備しなければならない。

2 市民及び事業者は、地域において要援護者が安心して安全に暮らせるよう配慮しなければならない。

(啓発活動、安全教育及び人材の育成)

第 8 条 市は、市民及び事業者が主体性をもって安全なまちづくりを進めることができるようにするため、安全に関する知識の普及及び情報の提供その他市民及び事業者に対する啓発活動を推進するとともに、安全に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

2 市民及び事業者は、安全なまちづくりについて積極的に学習するよう努めなければならない。

3 市は、安全なまちづくりを推進するための活動を支える人材を常に育成するよう努めなければならない。

(岐阜市くらしの安全推進協議会)

第 9 条 基本理念にのっとり、安全なまちづくりを推進するための施策等に関し協議を行うため岐阜市くらしの安全推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

3 協議会の委員は、安全なまちづくりのために活動する市民団体、学識経験者、関係行政機関、市職員等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

4 協議会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が定める。

(市の職員の責務)

第 10 条 市の職員は、市民の安全を推進するために、地域における安全なまちづくりに積極的に参加するとともに、安全に関する知識及び技術の習得に努めなければならない。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

○大垣市安全安心まちづくり条例

平成20年3月25日

条例第1号

目次

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 防犯基本計画等（第9条・第10条）

第3章 安全安心まちづくりのための基本的施策（第11条―第19条）

第4章 防犯推進協議会（第20条・第21条）

第5章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪、災害、交通事故等を未然に防止するため、市並びに市民、市民団体及び事業者（以下「市民等」という。）の役割を明らかにするとともに、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全安心まちづくり」という。）に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策の実施を推進することにより、安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住する者、通勤する者及び通学する者並びに市内に土地又は建物を所有する者（管理者を含む。）をいう。

(2) 市民団体 自治会その他地域的な協働活動を行うボランティア団体をいう。

(3) 事業者 市内で事業活動を営む個人又は法人をいう。

（基本理念）

第3条 市及び市民等は、自立及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成の必要性を認識し、それぞれの役割を果たし、安全安心まちづくりを推進しなければならない。

2 安全安心まちづくりは、市及び市民等並びに国、岐阜県その他関係機関（以下「国等」という。）の連携及び協力が図られるべきことを旨として行われなければならない。

3 市及び市民等は、地域の状況及び当該地域の住民の意向を踏まえ、総合的に安全安心まちづくりを推進しなければならない。

4 市及び市民等は、自由と権利利益の侵害防止に配慮し、快適で活力ある安全安心まちづくりを推進しなければならない。

（市の役割）

第4条 市は、基本理念にのっとり、安全安心まちづくりを推進するため、啓発活動及び市民等の自主的活動の促進並びに環境整備に関する総合的な施策を実施する。

2 市は、地域における安全安心まちづくりの推進において、国等の果たす役割の重要性にかんがみ、国等の行う施策の実施、市民団体の育成支援等に協力するとともに、国等に対する情報の提供、助言その他必要な協力の要請を行うものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、地域における連帯意識を高め、自らの生活の安全を確保するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 市民は、市が基本理念にのっとり実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民団体の役割）

第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、安全安心まちづくりについての理解を深め、その活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民団体は、市が基本理念にのっとり実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、安全安心まちづくりについて理解を深め、その活動に自ら積極的に取り組むとともに、従業員等がその活動に参加しやすい環境を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が基本理念にのっとり実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（災害、交通事故等を防止する施策）

第8条 第1条の規定による安全安心まちづくりに関する施策のうち災害、交通事故等を防止する施策の実施において、防災に関するものは大垣市防災会議に関する条例（昭和57年条例第30号）に、交通事故防止に関するものは大垣市交通安全対策会議規則（昭和46年規則第17号）によるもののほか、すでに他の法令等で規定されているものについては、その法令等による。

第2章 防犯基本計画等

（防犯基本計画の策定及び公表）

第9条 市は、犯罪を防止する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大垣市防犯基本計画を策定するものとし、計画の策定又は変更に当たっては、大垣市防犯推進協議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、大垣市防犯基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

（人材の育成及びネットワークの構築）

第10条 市は、防犯活動及び防犯意識の啓発活動を推進する人材の育成に努めるとともに、防犯活動を推進する市民団体が、協働して活動できるネットワークづくりに必要な支援を行うよう努めるものとする。

第3章 安全安心まちづくりのための基本的施策

（安全を脅かす行為を知った者の責務）

第11条 犯罪の被害を受けやすい子ども（児童、生徒、幼児等をいう。以下同じ。）、女性及び高齢者等社会的弱者（高齢者その他特に犯罪防止に配慮を要する社会的弱者をいう。以下同じ。）に対する安全を脅かす行為を知った者は、関係機関と連携し、及び協力して、安全の確保に努めるものとする。

（子どもの安全確保）

第12条 学校及び児童福祉施設（以下「学校等」という。）を設置し、又は管理する者は、子どもの保護者及び警察と連携し、及び協力して、学校等における子どもの安全の確保に努めるものとする。

2 通学、通園等の用に供されている道路及び子どもが日常的に利用している公園等（以下「通学路等」という。）を設置し、又は管理する者、子どもの保護者、学校等を設置し、又は管理する者、地域住民及び警察は、相互に連携し、及び協力して、通学路等における子どもの安全の確保に努めるものとする。

（女性の安全確保）

第13条 市は、女性に対する暴力等の犯罪から安全を確保するため、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

（高齢者等社会的弱者の安全確保）

第14条 市は、高齢者等社会的弱者の安全を確保するため、当該高齢者等社会的弱者及びその関係者に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(犯罪防止に配慮した住宅の整備)

第15条 住宅(共同住宅を含む。以下同じ。)を建築し、又は改修しようとする者及び住宅を設計し、建築し、又は供給しようとする事業者(以下「建築主等」という。)並びに住宅を所有し、又は管理する者は、当該住宅を犯罪防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、住宅が犯罪防止に配慮した構造、設備等を有するものとするため、建築主等及び住宅を所有し、又は管理する者に対する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪防止に配慮した道路等の整備)

第16条 道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場(以下「道路等」という。)を設置し、又は管理する者は、当該道路等を犯罪防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、道路等が犯罪防止に配慮した構造、設備等を有するものとするため、道路等を設置し、又は管理する者に対する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪防止のための空き地等の適正管理)

第17条 空き地又は空き家を所有し、又は管理する者は、当該空き地又は空き家について、犯罪を防止するため出入口の施錠、柵の設置、草刈りその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(青少年に対する有害環境の浄化)

第18条 市、市民、防犯活動を推進する市民団体及び事業者は、青少年を健全に育成するために、有害環境を浄化し、青少年に悪影響を及ぼさないような良好な環境づくりに努めるものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第19条 市は、国等及び犯罪被害者支援団体と連携して、犯罪等により被害を被った者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)により、相談、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

2 市民は、市及び国等が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

第4章 防犯推進協議会

(防犯推進協議会)

第20条 市が実施する犯罪を防止する施策について、協議を行うため大垣市防犯推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織及び任期)

第21条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 防犯推進のために活動する団体の代表者

(3) 関係行政機関の職員(市職員を除く。)

(4) その他市長が必要と認めるもの

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(大垣市生活安全条例の廃止)

2 大垣市生活安全条例(平成8年条例第22号)は、廃止する。

(大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

3 大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例(昭和31年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条第25号及び別表中「生活安全対策協議会委員」を「防犯推進協議会委員」に改める。

○関ヶ原町生活安全条例

平成八年十二月二十七日

条例第二十四号

(目的)

第一条 この条例は、犯罪・事故等を防止するため住民の自主的な安全活動の推進と環境の整備及び犯罪被害者に対する支援を行うことにより、安全で住みよい社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「住民」とは、関ヶ原町に住所を有する者及び町内に滞在する者並びに町内に所在する土地、建物、商店、営業所等の所有者及び管理者をいう。

(町長の責務)

第三条 町長は、この条例の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- 一 安全で住みよい町づくりに向けての、啓発に関すること。
- 二 安全で住みよい町づくりに向けての、住民の自主的な活動の促進に関すること。
- 三 安全で住みよい町づくりに向けての、環境の整備に関すること。
- 四 犯罪被害者の直面している課題解決に向けての、支援に関すること。
- 五 その他、この条例の目的を達成するために必要な事項。

2 町長は、前各号に掲げる事項を実施するときは、必要と認める関係機関及び関係団体と密接な連携を図るものとする。

(住民の責務)

第四条 住民は、安全で住みよい町づくりに向けて、地域における連帯意識を高めるとともに、自ら生活安全上必要とする措置を講ずるよう努めるものとする。

2 住民は、この条例の目的を達成するために行う町の施策が効果的に行われるように協力するものとする。

(団体への助成等)

第五条 町長は、この条例の目的を達成するために活動する団体に対し、助成その他の援助を行うことができる。

(協議会)

第六条 住民生活の安全に関する問題の発生状況、解決策等に関して広く協議を行うため「関ヶ原町生活安全協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、前項の規定により協議した結果に基づき、第三条第一項に掲げる事項について町長に意見を述べるができる。

3 協議会は、委員十二人以内で組織する。

(委員)

第七条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- 一 生活安全推進のため活動する団体の代表者
- 二 生活安全推進に関し、識見があると認められる者
- 三 行政機関の職員
- 四 その他町長が必要と認める者

2 協議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第八条 協議会に、会長及び副会長各一名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第九条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、協議のため必要があると認めるときは、関係職員、関係行政機関の職員等に対し、会議において説明若しくは必要な資料の提出を求め又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第十条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第二〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

○長浜市防犯の推進に関する条例

平成 18 年 2 月 13 日条例第 86 号

長浜市防犯の推進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市と市民及び事業者の役割を明らかにし、市民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進及び防犯に係る環境の整備を行うことにより、犯罪の未然防止と自主防犯の社会気運を醸成し、安心で安全な住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者及び滞在する者並びに市内に所在する土地又は建物の所有者及び管理者をいう。
- (2) 事業者 市内で商業、工業その他の事業を営む者をいう。

(市の役割)

第 3 条 市長は、安心で安全なまちづくりの実現を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 防犯意識高揚のための啓発
- (2) 市民及び事業者への防犯に関する情報提供
- (3) 自主防犯団体の育成
- (4) 犯罪を未然に防止するための環境整備
- (5) その他市長が必要と認める防犯に関する施策

(市民の役割)

第 4 条 市民は、自ら防犯意識を高め、生活や地域を犯罪から守るとともに、次に掲げる活動の推進に努めるものとする。

- (1) 防犯に関する知識や技術の習得
- (2) 犯罪を未然に防ぐ活動への参画
- (3) 市長が実施する防犯に関する事業への協力

(事業者の役割)

第 5 条 事業者は、自ら防犯意識を高め、その事業活動に関し防犯上の安全管理に努めるとともに、次に掲げる活動の推進に努めるものとする。

- (1) 防犯に関する知識や技術の習得
- (2) 犯罪を未然に防ぐ活動への参画
- (3) 地域や市長が実施する防犯に関する事業への協力

(連携)

第 6 条 市、市民、事業者その他関係機関は、防犯の推進に関し、互いに協働連携しなければならない。

(防犯モデル地域の指定)

第 7 条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めたときは、防犯モデル地域を指定することができる。この場合において、当該地域の住民及び関係機関と事前に協議しなければならない。

2 市長は、前項に掲げる防犯モデル地域を指定したときは、当該地域において重点的に防犯に関する施策を実施するものとする。

(防犯活動に対する支援)

第 8 条 市長は、この条例の目的を達成するため、市民の自主的な防犯活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(協議機関の設置)

第 9 条 市長は、市民参画による防犯に関する施策について調査及び研究するため、長浜市防犯推進協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

2 協議会は、防犯に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(犯罪被害者等への支援)

第 10 条 市長は、不幸にも生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた市民（市内に滞在する者並びに市内に所在する土地又は建物の所有者及び管理者を除く。この条において同じ。）の遺族又は傷害を受けた市民に対して支援するとともに、関係機関と連携して、速やかな被害回復を図るものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。

○京丹後市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

平成21年3月30日
京丹後市長 中山 泰
京丹後市条例第14号

京丹後市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の生活安全に関する意識の高揚を図ることにより、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進並びに犯罪により被害を受けた者及びその遺族等（以下「犯罪被害者等」という。）に対する支援を行うために必要な事項を定めることにより、安全で市民が安心して生活できるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「犯罪のない安全で安心なまちづくり」とは、地域社会における市民、事業者及びボランティア団体（以下「市民等」という。）による犯罪の防止のための自主的な活動の推進並びに犯罪の防止に配慮した環境の整備を市及び市民等の連携及び協力の下に行うことをいう。

(市の役割)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 生活安全意識の高揚を図るための啓発に関すること。
- (2) 生活安全に寄与する市民の自主的な防犯活動の支援に関すること。
- (3) 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けての環境整備に関すること。
- (4) 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けての関係機関との連携に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策に関すること。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らの生活の安全確保及び地域の安全活動の推進に必要な措置を講ずるとともに、前条の規定により市が実施する施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動に関し、地域の安全活動の推進に必要な措置を講ずるとともに、第3条の規定により市が実施する施策に協力するものとする。

(通学路等における安全の確保)

第6条 子どもの通学、通園等の用に供されている道路、子どもが日常的に利用している公園、広場等及び学校その他子どもの教育、学習、保育等の用に供される施設（以下「通学路等」という。）の管理者、子どもの保護者及び市民等は、連携して通学路等における子どもを犯罪から守るための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設等における防犯性の向上)

第7条 道路、公園、駐車場等の日常生活に関連する施設等を設置し、又は管理する者は、その施設等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進組織等)

第8条 市長は、市民の生活安全対策を効果的に推進するための組織等を置くことができる。

(犯罪被害者等に対する支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が平穏な生活を確保することができるよう、犯罪被害者等に対する必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関し、市民の理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○高槻市災害見舞金等支給条例

昭和 44 年 3 月 31 日

条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害による被災者又はその遺族に対し、見舞金等を支給することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 日本国内において、火事、暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、爆発その他これらに類するものとして市長が認

める原因(以下「火事等」という。)により生ずる被害又は交通事故、水難事故若しくは犯罪行為により生ずる被害をいう。

(2) 交通事故 日本国内において、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路における同項第 8 号に規定する車両(同項において除く身体障害者用の車いすで市長が定めるものを含む。)又は一般交通の用に供する自動車、電車、気動車、航空機、船舶その他これらに類する乗物で市長が定めるものによる交通上の人身事故(過失に基づく自損行為を含む。)をいう。

(3) 水難事故 海、河川、池、用排水路等の屋外で生じた人の転落等による水の事故をいう。

(4) 犯罪行為 人の生命を害する罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項、第 40 条又は第 41 条の規定により罰せられない行為及び過失による行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為を除く。)をいう。

(5) 市内に居住する者 市内に現実に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定により記録されている者又は外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)の規定により登録されている者をいう。

(平 19 条例 27・一部改正)

(見舞金等の種類)

第 3 条 見舞金等の種類は、次のとおりとする。

(1) 災害見舞金

(2) 災害弔慰金

(支給)

第 4 条 災害見舞金は、市内に居住する者が、火事等により住家に被害を受けたとき又は治療期間 1 か月以上の傷害を受けたときに、その者に対し支給する。

2 災害弔慰金は、市内に居住する者が、災害により死亡したときに、その者の遺族に対し支給する。

3 第 1 項の規定による傷害を受けた者が、前項の規定に該当するに至つた場合には、災害弔慰金を支給する。この場合

において、第 1 項の規定により既に支給した災害見舞金がある場合には、その金額を控除した金額を支給する。

4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当する者で、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)又は高槻市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年高槻市条例第 50 号)の適用を受けるものについては、見舞金等を支給しない。

(支給額)

第 5 条 見舞金等の支給額は、別表に定めるとおりとする。

(適用除外)

第 6 条 災害が被災者又はその者の遺族(以下「被災者等」という。)の故意若しくは重過失又は教唆、幫ほう助、誘発若しくは著しく不正な行為により発生したものであるときは、当該行為をなした被災者等に対しては、見舞金等を支給しない。

(請求期間)

第 7 条 見舞金等の請求は、災害を受けた時から 1 年以内にしなければならない。

(給付の返還)

第 8 条 偽りその他不正の行為によつて見舞金等の給付を受けた者があるときは、市長は、その者からその給付の全部又は一部を返還させることができる。

(施行細目)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 47 年 3 月 31 日条例第 19 号)

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に発生した災害から適用する。

附 則(昭和 48 年 3 月 31 日条例第 8 号)

1 この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日前に災害を受けた者については、なお従前の例による。

附 則(昭和 49 年 9 月 30 日条例第 51 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年 3 月 30 日条例第 3 号)

1 この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の高槻市災害見舞金等支給条例の規定は、昭和 56 年 4 月 1 日以後に生じた火事等、交通事故、水難事故又は犯罪行為について適用する。

附 則(昭和 58 年 3 月 31 日条例第 6 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の高槻市災害見舞金等支給条例別表の規定は、昭和 58 年 4 月 1 日以後に生じた災害に関して適用し、第 2 条の規定による改正後の高槻市災害弔慰金の支給等に関する条例の災害障害見舞金に関する規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則(平成 19 年 12 月 20 日条例第 27 号)抄

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

種類	被害の程度	金額
災害見舞金	全焼・全壊・流失	1世帯 50,000円
	半焼・半壊	1世帯 20,000円
	床上浸水	1世帯 10,000円
	治療期間1か月以上の傷害	1人 20,000円
災害弔慰金	死亡	1人 100,000円

○松原市災害見舞金等支給条例

昭和 45 年 3 月 31 日

条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害による被災者又はその遺族に対し、見舞金等を支給することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 火災、風水害、地震、交通事故、犯罪行為その他これらに準ずると市長が認める事象により被害が生ずることをいう。

(2) 市内に居住する者 市内に現実に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定により記録されている者又は外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)の規定により登録されている者をいう。

(給付)

第 3 条 災害見舞金は、市内に居住する者の住家が災害により全焼若しくは全壊(以下「全焼等」という。)又は半焼若しくは半壊(以下「半焼等」という。)又は床上浸水等したときに支給する。

2 死亡弔慰金は、市内に居住する者が災害(松原市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 52 年条例第 7 号)の適用を受けるものを除く。以下同じ。)により死亡したときにその遺族に対し支給する。

(見舞金等の額)

第 4 条 見舞金等の額は、次のとおりとする。

(1) 災害見舞金

ア 全焼等 1 世帯 50,000 円

イ 半焼等 1 世帯 30,000 円

ウ 床上浸水等 1 世帯 15,000 円

(2) 死亡弔慰金 1 人 50,000 円

第 5 条 第 3 条の規定にかかわらず、災害により住家が全焼等、半焼等若しくは床上浸水等したとき又は死亡したときは、特に市長が必要と認める者に対して前条に規定する額の範囲内において見舞金等を支給することができる。

(適用除外)

第 6 条 災害によつて被害を受けた場合において当該災害がその者の故意又は重過失により発生したものであるときは、見舞金等を支給しない。

(支給の返還)

第 7 条 偽り、その他不正の行為によつて見舞金等の支給を受けたものがあるときは、市長は、その者からその支給の全部又は一部を返還させることができる。

(施行の細目)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 45 年条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 45 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 52 年条例第 8 号)

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 54 年 6 月 27 日以降に生じた災害について適用する。

附 則(昭和 57 年条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 57 年 8 月 1 日以降に生じた災害について適用する。

附 則(平成 7 年条例第 11 号)

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に生じた災害について適用する。

附 則(平成 12 年条例第 20 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の松原市災害見舞金等支給条例の規定は、施行の日以後に生じた災害について適用する。

○出雲市安全で安心なまちづくり条例

(平成 19 年出雲市条例第 52 号)

改正 平成 20 年 3 月 17 日条例第 21 号 平成 20 年 6 月 27 日条例第 36 号

前文

出雲国風土記には「出雲郡(いずものこほり) 土地豊にこえて民のうるおいの藺(その)なり」と記され、この地は、古来から豊かな自然に恵まれ、今も語り継がれる出雲神話など和やかな地域文化と平穏な暮らしを悠久の歴史の中で育んできた。時として、ヤマタノオロチ神話で暗示されるように、豪雨災害等に見舞われることはあったが、我々の先人はお互いに助け合い、絶え間ない努力と英知を結集して立ち向かい、神々のふるさとと讃えられる豊穡(ほうじょう)な出雲の國つくりにいそしみ、その鼓動は今日まで綿々と受け継がれてきた。

しかしながら、現代の文化・文明の複雑多様化と価値観やライフスタイルの変化など、激変する社会背景の中で、太古以来の豪雨等の自然災害に加え、多様化・凶悪化する犯罪、頻発する交通事故や火災等事故、更には、健康侵害、教育現場におけるいじめ・不登校などの問題、幼児や高齢者などの弱者への虐待、家庭内暴力、そして環境破壊などの新たな脅威が頭をまたげ、我々の平穏な日常の中で大きな悩みとなり不安な影をおとしている。

今こそ、すべての市民が、自助、互助、公助の精神をもって、市、市民、地域活動団体、事業者及び関係行政機関等が協働し、思いやりと相互扶助の行動による安全安心な地域社会を構築し、これを次世代に継承していかなければならない。

我々は、21 世紀のヤマタノオロチ退治の気概をもって、ここにあらゆる脅威から市民を守る出雲市安全で安心なまちづくり条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、前文に掲げた自然災害、犯罪、交通・火災等事故、健康侵害、いじめ・不登校、弱者虐待、家庭内暴力及び環境破壊をはじめ、市民生活のあらゆる脅威に対して安全・安心を確保するために必要な市、市民、地域活動団体及び事業者の基本的役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりに向けた協働の取組みに関し基本となる事項を定めることにより、すべての市民が安全で安心して暮らすことができる、真に心豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、滞在し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (2) 地域活動団体 自治会、自主防災組織、ボランティア団体その他の地域組織をいう。
- (3) 事業者 市内において、営利又は非営利を問わず事業活動を営む者をいう。
- (4) 関係行政機関等 市と連携・協力する自衛隊、警察、病院、大学等の国及び県の機関並びにすべての教育機関及び保育所等をいう。

(基本理念)

第 3 条 安全で安心なまちづくりは、市民一人ひとりの人権が尊重される家庭及び地域社会を実現することを基本として行われなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、自らできることを自ら行う自助、地域でできることを地域で行う互助、行政の行う公助が互いに連携し、市、市民、地域活動団体、事業者及び関係行政機関等の協働により行われなければならない。

3 安全で安心なまちづくりは、市民の意向及び地域の状況を踏まえて、市民生活のあらゆる分野において、実情に応じた総合的な取組みで行われなければならない。

4 安全で安心なまちづくりは、被害を受けやすい子ども、高齢者、障害者、女性等に配慮して推進するものとし、特に、災害、犯罪、事故等の発生時においては、人命を第一に考え、速やかな安全確保を基本として行われなければならない。

(市の基本的役割)
第 4 条 市は、すべての組織が前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に則り、安全・安心を脅かす要因に明確かつ効果的に対応するため、総合的な取組み表を作成し、安全で安心なまちづくりに必要な次に掲げる諸施策を総合的に実施するものとする。

- (1) 市民、地域活動団体、事業者及び関係行政機関等への意識の啓発及び必要な情報の提供
- (2) 市民、地域活動団体及び事業者の自主的な活動に対する支援
- (3) 総合的な相談窓口及び個別事項の相談窓口の設置
- (4) 生活環境の整備
- (5) 自治会又は町内会への加入促進
- (6) 市民、地域活動団体及び事業者の特に優れた活動に対する顕彰
- (7) 前各号に掲げるもののほか、関係行政機関等との積極的な連携・協力等、安全で安心なまちづくりを推進するための必要な施策

2 市は、公共の用に供する施設・設備の安全確保に万全を期し、市職員の安全管理の意識及び知識・技術の向上を徹底するとともに、事業者の一層の協力を求めるものとする。

3 市は、安全で安心なまちづくりを総合的に実施するため、必要な財源措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の基本的役割)

第 5 条 市民は、基本理念に則り、互いに協力して地域安全活動に参加し、市、地域活動団体、事業者及び関係行政機関等と連携するとともに、家庭を基本とした安全で安心なまちづくりを推進するものとする。

2 市民は、安全で安心なまちづくりに必要な知識や技術を積極的に習得するよう努めるとともに、自助の理念に基づき、自らの安全確保に努めるものとする。

3 市民は、市、地域活動団体、事業者及び関係行政機関等が実施する安全で安心なまちづくりに関する取組みや施策への参加・協力を努めるものとする。

(地域活動団体の基本的役割)

第 6 条 地域活動団体は、基本理念に則り、地域の特性に応じた自主的な活動への取組み及びその地域における連携・協力を推進するものとする。

2 地域活動団体は、安全で安心なまちづくりに必要な知識や技術を習得する機会を設け、地域の人材育成に努めるとともに、互助の理念に基づき、他の地域活動団体が実施する活動への参加・協力を努めるものとする。

3 地域活動団体は、市及び関係行政機関等が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策への参加・協力を努めるものとする。

(事業者の基本的役割)

第 7 条 事業者は、基本理念に則り、市、市民、地域活動団体及び関係行政機関等と連携し、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるとともに、市が実施する施策への参加・協力を努めるものとする。

2 事業者は、所有し、又は管理する土地、建物及び工作物を適正に管理するとともに、事業活動を行う際は、安全で安心なまちづくりに必要措置を講じるよう努めるものとする。

3 事業者は、従業員、職員等に対し、安全で安心なまちづくりのために必要な知識や技術を習得させるよう努めるものとする。

(市と関係行政機関等の連携・協力)

第8条 関係行政機関等は、基本理念に則り、安全で安心なまちづくりに関する施策を実施するものとする。
2 市及び関係行政機関等は、それぞれが実施する施策が円滑に推進されるよう、相互に連携・協力するものとする。

(協働による具体的な取組みの推進)

第9条 市、市民、地域活動団体、事業者及び関係行政機関等は、安全で安心なまちづくりを推進するにあたって、次に掲げる具体的な取組みを協働して行うよう努めるものとする。

(1) 地域の防災、防犯及び交通安全活動における見守り活動、要支援者等へ対応するための人的なネットワークの構築及び人材育成

(2) 地域特性に配慮した避難場所の設置、情報伝達手段の構築及び交通安全活動の促進

(3) 病気の予防や適切な医療処置及び食育等の推進を図り、健康なまちづくりを計画的に推進するためのネットワークの構築

(4) あらゆるいじめ・校内暴力及び不登校の根絶に向け、情報の共有化や見守り活動など、家庭、地域及び学校が一体となったスクラムづくり

(5) 子ども、高齢者及び障害者に対する虐待の防止及び被害者の支援を行う弱者虐待防止ネットワークの構築

(6) 配偶者暴力等の家庭内暴力防止の取組みと被害者支援体制の確立

(7) 「豊かな環境」や「もったいない心」などを確実に未来へ引き継ぐべく、省エネ、ポイ捨て禁止、リサイクル等の啓発や実践活動

(8) 前各号に定めるもののほか、市、市民、地域活動団体、事業者及び関係行政機関等が協働して安全で安心なまちづくりを行うための取組み

(総合的な取組み表)

第10条 第4条第1項に掲げる安全・安心を脅かす要因に対応する総合的な取組み表は、別表のとおりとする。

2 安全・安心を脅かす要因に対応する総合的な取組み表は、市、市民、地域活動団体、事業者及び関係行政機関等の協働と情報の共有化や双方向からの情報発信及び事業間の連携の促進を図ることとして活用し、安全で安心なまちづくりにつなげていくものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月17日条例第21号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月27日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第10条関係)

安全・安心を脅かす要因に対応する総合的な取組み表

大分類 中分類 小分類 市担当部・支所、課など

(個別事項相談窓口)

総合的な相談窓口

地域振興都市市民活動支援課 関係行政機関等 事業者 地域活動団体

①自然災害 台風などの風水害 河川氾濫、土砂災害 など 政策総務部

(総務課)

建設事業部

(道路河川維持課、農林道整備課)

消防本部

(警防課・市消防団・市水防団)

地域振興部

(自治振興課・各コミュニティセンター、市民活動支援課・市総合ボランティアセンター、地域振興課)

総合医療センター、産業観光部、都市整備部、上下水道局、教育委員会、その他すべての部・支所、課など 陸上自衛隊

出雲駐屯地

出雲河川事務所

松江国道事務所出雲維持出張所

県出雲警察署

県東部県民センター出雲事務所

県出雲県土整備事務所

県東部農林振興センター出雲事務所

県出雲保健所

県宍道湖流域下水道管理事務所西部支所

県松江水産事務所 日本赤十字社島根県支部

社会福祉協議会

市内医療機関

郵便事業者

電力・ガス供給事業者

電気通信事業者

鉄道事業者

道路運送事業者

農業協同組合

漁業協同組合

関係営利事業者 地区災害対策本部

自主防災組織

地区社会福祉協議会

民生委員児童委員協議会

災害ボランティアセンター

自治会・町内会

地震・津波災害 建築物倒壊・火災、ライフライン寸断、津波災害、PTSD(心的外傷後ストレス障害) など

雪害など 積雪等による都市機能障害、家屋・農作物被害 など

②犯罪 殺人、暴行・傷害、性犯罪、強盗、誘拐、詐欺、スローカー行為、脅迫・恐喝、窃盗、放火、住居侵入、薬物犯罪、インターネット犯罪 など 政策総務部

(総務課、情報管理センター、人権同和政策課、広報情報課・生活・消費相談センター)

地域振興部
 (交通政策課)
 教育委員会
 (学校教育課・市子ども安全センター)
 その他関係部・支所、課など 県警察本部
 県出雲警察署
 県消費者センター
 境海上保安部
 島根労働局
 日本司法支援センター島根地方事務所(法テラス島根) 社会福祉協議会
 関係営利事業者 出雲地区交通防犯協会
 民間パトロール隊、青色回転灯パトロール隊等地域防犯活動団体
 民生委員児童委員協議会
 地区社会福祉協議会
 自治会・町内会
 迷惑行為 暴走行為、卑わいな行為、声かけ、プライバシーの侵害、いたずら電話・メール、セクシャルハラスメント など
 消費者問題 悪質商法、振り込め詐欺 など
 その他 テロ、外国人不法侵入(密航) など
 ③事故 交通事故 交通事故(車両事故)、船舶事故、鉄道事故 など 政策総務部、財政部、地域振興部、文化企画部、健康福祉部、環境政策部、産業観光部、建設事業部、都市整備部、平田支所、佐田支所、多伎支所、湖陵支所、大社支所、上下水道局、教育委員会、消防本部、総合医療センター、すべての課など 県警察本部
 県出雲警察署
 陸上自衛隊出雲駐屯地
 境海上保安部
 県東部県民センター出雲事務所
 県東部農林振興センター出雲事務所
 県出雲保健所
 県松江水産事務所
 県消防防災課原子力安全対策室 日本赤十字社島根県支部
 社会福祉協議会
 市内医療機関
 郵便事業者
 電力・ガス供給事業者
 電気通信事業者
 鉄道事業者
 道路運送事業者
 農業協同組合
 漁業協同組合
 指定管理者
 関係営利事業者 交通安全対策協議会
 交通指導員連絡会
 出雲地区交通安全協会
 地区社会福祉協議会
 自治会・町内会
 火災 建物火災、山火事 など
 社会生活上の事故 公共施設・事業所等の管理事故、水の事故、山の事故、システム障害、各種製品等による事故 など
 その他 原発事故 など
 ④健康侵害 病気 生活習慣病、心の病気、感染症、更年期障害、認知症、小児疾患 など 健康福祉部
 (健康増進課、介護保険課、福祉推進課、医療政策課、保険年金課、少子対策課・市子育て支援センター)
 産業観光部
 (農林政策課、水産振興課、商工振興課・出雲総合雇用情報センター)
 教育委員会
 (学校給食課)
 総合医療センター
 その他関係部・支所、課など 島根大学医学部付属病院
 県立中央病院
 県立こころの医療センター
 県出雲保健所
 県教育委員会
 保育所(園)、幼稚園、小中学校、高等学校、大学、その他学校
 島根農政事務所
 県出雲警察署
 島根労働局
 松江地方法務局
 日本司法支援センター島根地方事務所(法テラス島根) 市内医療機関
 農業協同組合、漁業協同組合、森林組合
 商工会議所、商工会
 関係営利事業者 食のボランティア連絡協議会
 県食品衛生協会出雲支所
 保育協議会
 島根いのちの電話
 日本助産師会島根県支部
 自治会・町内会
 食の問題 0157 などの食中毒残留農薬、食品添加物、遺伝子組換え食品の問題 など
 医療事故 医療事故、医療過誤、薬害 など
 その他 自殺、生活不安・労働に関する不安 など
 ⑤いじめ・不登校 いじめ 暴力、無視、悪口、からかい など 教育委員会
 (教育政策課、学校教育課)
 地域振興部

(市民活動支援課・市子ども支援センター)
 総合医療センター
 その他関係部・支所、課など 県出雲児童相談所
 県出雲保健所
 県教育委員会
 保育所(園)、幼稚園、小中学校、高等学校、大学、その他学校
 県出雲警察署
 松江地方法務局
 島根大学医学部付属病院
 県立中央病院
 県立こころの医療センター 市内医療機関 地域学校運営理事会
 民生委員児童委員協議会
 地区青少年育成協議会
 地区青少年ネットワーク
 保護司会
 人権擁護委員会
 小・中学校 PTA
 自治会・町内会
 不登校 不登校、ひきこもり
 校内暴力 校内暴力、器物破損 など
 その他 学級崩壊 有害サイト問題 など
 ⑥弱者虐待 児童虐待 児童虐待 健康福祉部
 (福祉推進課、少子対策課・市子育て支援センター、健康増進課、介護保険課・高齢者あんしん支援センター)
 地域振興部
 (市民活動支援課・市子ども支援センター)
 教育委員会
 (教育政策課、学校教育課)
 政策総務部
 (人権同和政策課)
 総合医療センター
 その他関係部・支所、課など 県出雲児童相談所
 県出雲警察署
 県出雲保健所
 県教育委員会
 保育所(園)、幼稚園、小中学校、高等学校、大学、その他学校
 島根大学医学部付属病院
 県立中央病院
 松江地方法務局
 日本司法支援センター島根地方事務所(法テラス島根) 社会福祉協議会
 市内医療機関
 介護サービス事業者
 市内社会福祉施設・社会福祉事業所
 関係営利事業者 民生委員児童委員協議会
 要保護児童対策地域協議会
 島根県高齢者虐待対応専門職チーム
 子育てサポーター
 保護司会、更生保護女性会
 保育所保護者会
 幼稚園 PTA
 人権擁護委員会
 高齢者クラブ連合会
 障害者関係団体
 自治会・町内会
 高齢者虐待 高齢者虐待
 障害者虐待 障害者虐待
 その他人権侵害 その他の人権侵害
 ⑦家庭内暴力 配偶者暴力 配偶者間暴力、その他の男女間暴力 地域振興部
 (市民活動支援課・市女性相談センター・市男女共同参画センター)
 健康福祉部
 (福祉推進課、少子対策課、健康増進課)
 総合医療センター
 その他関係部・支所、課など 県女性相談センター
 県出雲児童相談所
 県出雲警察署
 県出雲保健所
 島根大学医学部付属病院
 県立中央病院
 松江地方法務局
 日本司法支援センター島根地方事務所(法テラス島根) 社会福祉協議会
 市内医療機関 民生委員児童委員協議会
 保護司会、更生保護女性会
 人権擁護委員会
 自治会・町内会
 その他の家庭内暴力 親子間暴力 など
 ⑧環境破壊 環境破壊・汚染 地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、森林の減少、生物の多様性の減少、海洋汚染、水資源
 の枯渇、資源の枯渇、廃棄物の増大、騒音、振動、悪臭 など 環境政策部
 (環境保全課、資源リサイクル課)
 産業観光部
 (産業誘致課、農林政策課、水産振興課)

上下水道局
(下水道管理課)
その他関係部・支所、課など 県出雲保健所
県宍道湖流域下水道管理事務所西部支所
県東部農林振興センター 農業協同組合、漁業協同組合、森林組合
関係営利事業者 美化サポートクラブ
出雲地域ポイ捨て禁止推進協議会
環境保全連合会
環境教育等のボランティア団体
自治会・町内会
その他 鳥獣による被害 など

○長与町犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例

平成 19 年 12 月 21 日

条例第 30 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての町民が安全で安心して暮らすことができるまちづくり(以下「犯罪のない安全・安心まちづくり」という。)を、町、町民及び事業者が総合的に推進し、もって個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪のない地域社会の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 犯罪のない安全・安心まちづくりは、町、町民及び事業者がそれぞれの役割を分担し、密接な連携を図りながら、犯罪の防止のために推進されなければならない。

(町の責務)

第 3 条 町は、犯罪のない安全・安心まちづくりを推進するため、町民意識の高揚のための啓発活動、情報の提供、知識の普及、町民の安全と安心を確保するための環境整備等の必要な施策を実施しなければならない。

2 町は、前項に規定する施策の実施に当たっては、町民及び事業者(以下「町民等」という。)の意見を十分に反映させ、常に国及び県並びにその他関係機関及び関係団体(以下「関係機関等」という。)と密接な連携を図るよう努めなければならない。

(町民の責務)

第 4 条 町民は、常に犯罪のない安全・安心まちづくりについて理解を深め、自らの生活の安全確保に努めるとともに、犯罪のない安全・安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 町民は、町が実施する犯罪のない安全・安心まちづくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

3 町民は、犯罪の発生時においては、相互に協力して被害者の救助、関係機関等への通報を行うなど、安全確保のための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、犯罪のない安全・安心まちづくりについて理解を深めるとともに、町民の安全に十分配慮して、その所有し、又は管理する土地、建物その他の工作物を適正に管理するとともに、その事業活動を行うに当たっては、犯罪のない安全・安心まちづくりのために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業員が犯罪のない安全・安心まちづくりに関する必要な知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、町が実施する犯罪のない安全・安心まちづくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

4 事業者は、犯罪の発生時においては、被害者の救助、関係機関等への通報を行うなど、安全確保のための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域安全まちづくり活動)

第 6 条 町民等は、自主的又は自発的に地域の安全を確保するための活動(以下「地域安全まちづくり活動」という。)に積極的に取り組み、助け合いの精神に根ざした良好なコミュニティをはぐくむよう努めるものとする。

(町民等に対する支援)

第 7 条 町は、町民等が行う地域安全まちづくり活動を促進するための必要な支援を講じるよう努めなければならない。

(推進体制の整備)

第 8 条 町は、犯罪のない安全・安心まちづくりを推進するため、町民等及び警察署等と連携し、この条例の目的達成のために推進する体制を整備するものとする。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○植木町安全で安心なまちづくり条例

平成 21 年 3 月 18 日
条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、安全で安心なまちづくりについて町並びに町民、事業者及び土地建物所有者等(以下「町民等」という。)の責務を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりのための基本となる事項を定めることにより、町民等の安全意識を高揚し、及び自主的な地域安全活動を推進し、もって町民等が安全に、かつ、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 安全で安心なまちづくり 犯罪等を未然に防止し、町民等が安全に、かつ、安心して暮らすことができる環境を整備することをいう。

(2) 犯罪等 町民生活に危害を及ぼす犯罪、事故及び災害をいう。

(3) 町民 国籍を問わず、町内に居住し、通勤し、又は滞在する者をいう。

(4) 事業者 営利又は非営利を問わず、町内において事業を行うすべての個人及び法人並びにその他の団体をいう。

(5) 土地建物所有者等 町内に存する土地、建物その他の工作物(以下「建物等」という。)を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(6) 安全意識 地域の安全を自ら守る意識をいう。

(7) 地域安全活動 地域内において、犯罪等を未然に防止するための自主的又は組織的な活動をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、町民が安全に、かつ、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、警察、行政機関及び関係団体(以下「関係機関等」という。)と緊密な連携を図りながら、安全で安心なまちづくりのための広報、啓発、必要な情報の提供、地域安全活動への支援その他必要な施策(以下「安全で安心なまちづくりのための施策」という。)を実施するものとする。

(町民の責務)

第 4 条 町民は、自ら生活の安全を確保し、相互に協力して地域における安全意識を高め、地域安全活動を推進するよう努めるとともに、町が実施する安全で安心なまちづくりのための施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、安全意識をもって事業活動を行い、地域安全活動を推進するよう努めるとともに、町が実施する安全で安心なまちづくりのための施策に協力するものとする。

(土地建物所有者等の責務)

第 6 条 土地建物所有者等は、安全意識をもってその土地、建物等を適正に管理し、地域安全活動を推進するよう努めるとともに、町が実施する安全で安心なまちづくりのための施策に協力するものとする。

(情報の提供)

第 7 条 町は、関係機関等と連携して、犯罪等の発生状況、防止対策その他の必要な情報を適切に町民等に対し提供するものとする。

2 町は、前項に規定する情報の提供を行うに当たり、個人情報等を適正に取り扱うものとする。

(要援護者への配慮)

第 8 条 町は、子ども、高齢者、障がい者等の犯罪等の被害者となりやすい者(以下「要援護者」という。)の安全に配慮した施策を実施するよう努めるものとする。

2 町は、必要に応じて、関係機関等と要援護者の安全に資する情報の共有化を図るものとする。

(児童等の安全確保)

第 9 条 町及び町民等は、要援護者のうち、特に幼児、児童及び生徒(以下「児童等」という。)を犯罪から守るため、通園及び通学等の用に供する道路並びに公園及び広場における安全の確保に努めるものとする。

2 町は、前項の児童等の安全の確保のために、町民等が行う児童等の安全を見守る活動に対して、助言その他の支援を行うものとする。

(犯罪等の防止に配慮した住宅等の普及)

第 10 条 町は、犯罪等の防止に配慮した住宅、道路、公園等の普及に努めるものとする。

(犯罪等被害者に対する支援)

第 11 条 町は、犯罪等の被害者及びその家族又は遺族の権利利益の保護を図るため、国及び関係機関等と連携し、相談体制の整備その他の支援を行うものとする。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

○甲佐町安全で安心なまちづくり条例

平成 20 年 6 月 16 日
甲佐町条例第 24 号

(目的)

第 1 条 この条例は、甲佐町における犯罪、災害、交通事故等を未然に防止し町民の安全で安心な生活を確保するため、町の責務、町民、町民団体及び事業者等の役割を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めることにより、町民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に在住、在勤又は在学する者、若しくは滞在する者をいう。
- (2) 町民団体 自治会その他地域的な活動を行うボランティア団体をいう。
- (3) 事業者等 町内において事業活動を行う個人、団体並びに町内に所在する土地、建物その他の工作物の所有者及び管理者をいう。
- (4) 犯罪等 犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号)第 2 条第 1 項に規定する犯罪等をいう。
- (5) 犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号)第 2 条第 2 項に規定する被害者等をいう。

(町の責務)

第 3 条 町はこの条例を達成するため、次の各号に掲げる施策を実施する責務を有する。

- (1) 町民の安全で安心なまちづくり意識の高揚を図るための啓発
- (2) 町民の自主的な安全で安心なまちづくり活動に対する助言、指導及び援助
- (3) 町民生活の安全確保と安全で安心なまちづくりのための環境整備
- (4) 犯罪被害者等に対するパートナーシップに基づく総合的な支援の実施
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要と認める施策

2 町は、前項各号に掲げる施策の実施に当たっては、町の区域を管轄する警察署その他必要と認める関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

(町民の役割)

第 4 条 町民は、協働のまちづくりの「自主性」と「共助」の精神に基づき、地域社会における連帯意識を高め、地域の安全で安心なまちづくり活動の推進に努めるものとする。

2 町民は、この条例の目的を達成するため、町が実施する安全で安心なまちづくりの施策に協力するものとする。

(町民団体の役割)

第 5 条 町民団体は地域における連帯意識を強め、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、その活動に積極的に取り組むとともに町が実施する施策に協力するものとする。

(事業者等の役割)

第 6 条 事業者等は、その事業活動を行うにあたって、地域における犯罪、災害、事故を防止するために必要な措置を講ずるとともに、その所有し、又は管理する土地、建物その他の工作物を適正に管理して町民生活の安全と安心を確保するよう努めるものとする。

2 事業者等は、この条例の目的を達成するため、町が実施する安全で安心なまちづくりの施策に協力するものとする。

(犯罪被害者等に対する支援)

第 7 条 町は、犯罪等により被害を被った者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号)の規定に基づき、県、県警及び社団法人熊本犯罪被害者支援センターと連携して、相談体制の整備、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

2 町及び町民は、犯罪被害者等の被った心身の苦痛及び生活上の不利益に対する無理解、その他の原因による言動から生じる二次的な被害の発生防止に配慮をするよう努めなければならない。

3 町民は、国、県及び町が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するように努めるものとする。

(甲佐町安全・安心まちづくり推進協議会の設置)

第 8 条 町が実施する安全で安心なまちづくりの施策をより効果的に推進するため、甲佐町安全・安心まちづくり推進協議会を置く。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○鹿児島市安心安全まちづくり条例

平成17年10月4日

条例第80号

私たちの愛するまち鹿児島の先人たちは、高い志をもち、たゆみない努力を重ねて、穏やかで潤いのある美しいまちをつくり、次代を担う子どもたちを地域みんなで育てるという伝統を、私たちに残してくれた。そして、私たちはそれを誇りにしてきた。

鹿児島のまちは、世界有数の活火山桜島を有するとともに、台風の常襲地域にあり、集中豪雨にもたびたび見舞われるなど、自然災害を受けやすい土地柄にある。

また、社会環境が大きく変化する中、犯罪や事故に対する不安は身近なものとなり、私たちの安全で平穏な生活は脅かされつつある。

加えて、価値観や生活様式の多様化により、地域社会の連帯意識も薄まりつつある。

今こそ、私たちのまちを、暮らしを、生命を、私たち自身で守るために、すべての市民が力を合わせて、安心して暮らすことのできる安全なまちを築いていかなければならない。そして、それを次の世代に引き継いでいかなければならない。ここに、私たちの鹿児島市を、誰もが誇りと愛着をもって安心して暮らすことのできる安全なまちとして構築していく決意を込めて、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、犯罪、事故及び自然災害(以下「犯罪等」という。)を未然に防止し、市民みんなが安心して暮らすことのできる安全なまちづくり(以下「安心安全なまちづくり」という。)について、基本理念並びに市、市民等及び事業者の責務を定め、それぞれが連携し、及び協力することにより、安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 市内に住所を有し、滞在し、通勤し、又は通学する者及び市内に所在する土地又は建物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(2) 事業者 市内で商業、工業その他の事業を営むものをいう。

(基本理念)

第3条 安心安全なまちづくりは、市、市民等及び事業者が、自らの安全は自ら守るとともに地域の安全は地域で守るという基本認識のもとに、それぞれの役割を担い、密接な連携を図りながら協働することにより、行われなければならない。

2 安心安全なまちづくりは、市、市民等及び事業者が、地域の安全の確保に関する自主的な活動(以下「地域安全まちづくり活動」という。)を実践するための環境を醸成し、地域安全まちづくり活動を効果的に推進することにより、行われなければならない。

3 安心安全なまちづくりは、犯罪等から得た教訓及び経験が日常生活の中で生かされ、次世代に継承されるよう行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、安心安全なまちづくりを推進するために必要な施策(以下「安心安全なまちづくり施策」という。)を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、安心安全なまちづくり施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等及び事業者の意見を積極的に反映するよう努めなければならない。

3 市は、安心安全なまちづくり施策を策定し、及び実施するに当たっては、警察その他の関係行政機関及び関係団体(以下「関係行政機関等」という。)と常に密接な連携を図るよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、安心安全なまちづくりのために、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物その他の工作物を適正に管理するとともに、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得し、日常生活における自らの安全の確保に努めなければならない。

2 市民等は、互いに協力して地域安全まちづくり活動の推進に努めるとともに、市が実施する安心安全なまちづくり施策に協力するよう努めなければならない。

3 市民等は、犯罪等の発生時においては、被害者の救助、関係行政機関等への通報を行う等安全確保のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、市民等の安全に十分配慮して、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物その他の工作物を適正に管理するとともに、その事業活動を行うに当たっては、安心安全なまちづくりのために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めなければならない。

3 事業者は、地域と協力して地域安全まちづくり活動の推進に努めるとともに、市が実施する安心安全なまちづくり施策に協力するよう努めなければならない。

4 事業者は、犯罪等の発生時においては、被害者の救助、関係行政機関等への通報を行う等安全確保のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(援護を必要とする者への配慮)

第7条 市は、安心安全なまちづくり施策を策定し、及び実施する場合においては、特に、援護を必要とする高齢者、障害者、子ども、犯罪被害者等に配慮するものとする。

(広報啓発活動)

第8条 市は、安心安全なまちづくりに関する市民等及び事業者の関心及び理解を深めるため、必要な情報の提供その他広報啓発活動を行うものとする。

(環境の整備)

第9条 市は、安心安全なまちづくりを推進するため、犯罪等の防止に配慮した環境の整備に努めるものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、安心安全なまちづくりを推進するために必要な人材の育成に努めるものとする。

(支援)

第 11 条 市は、安心安全なまちづくりを推進するため必要があると認めるときは、地域安全まちづくり活動を行う者に対し、助言及び支援を行うものとする。

(推進会議)

第 12 条 市は、安心安全なまちづくりを総合的に推進するため、鹿児島市安心安全まちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、安心安全なまちづくりの推進に関する基本的な事項について、市長の諮問に応じるほか、市長に対し、必要な意見を述べることができる。

3 推進会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体の代表者

(3) 市内に居住する満 20 歳以上の者で公募に応じたもの

(4) 行政機関の職員

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鹿児島市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 鹿児島市報酬及び費用弁償条例(昭和 42 年条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○曾於市安全・安心まちづくり条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市民の生命、身体及び財産に危害を及ぼす犯罪、事故、災害等を未然に防止し、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、市、市民、事業者及び所有者等の役割を明らかにするとともに、良好な地域社会の形成に向けた協働への取組に関し基本となる事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内に通勤又は通学をする者及び市内に滞在する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 所有者等 市内に所在する土地、建物、店舗、事業所等の所有者及び管理者をいう。

(基本理念)

第 3 条 安全・安心まちづくりは、自らの安全は自らが守るという意識の下に行われる市民、事業者及び所有者等(以下「市民等」という。)の自主的な活動を基本とし、市及び市民等の役割について、相互理解の下に、それぞれの連携及び協力により推進されなければならない。

(市の役割)

第 4 条 市は、市民等と相互に連携を図り、次に掲げる防犯、防災及び交通安全の推進に必要な施策を策定し、実施するものとする。

- (1) 安全・安心まちづくりを推進するために必要な安全に関する知識の普及及び情報の提供その他の広報啓発活動
- (2) 防犯、交通安全及び防災に配慮した公共的施設等環境の整備
- (3) 青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害環境の排除
- (4) 子ども、女性及び高齢者に対する安全対策
- (5) 安全・安心まちづくり活動を推進する者及び団体に対する支援
- (6) その他この条例の目的を達成するために必要な事項

2 市は、前項に規定する施策を策定し、実施するに当たっては、鹿児島県及び本市の区域を管轄する警察署その他の関係機関・関係団体と常に緊密な連携を図るとともに、必要があると認めるときは、助言その他の支援を求めるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第 5 条 市民は、安全・安心まちづくりについての理解を深め、日常生活において自ら安全確保に努めるとともに、安全・安心まちづくりに積極的に取り組み、市がこの条例に基づき推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、犯罪、事故又は災害等の発生時においては、相互に協力して被害者の救助、関係機関への通報を行う等安全確保のための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 6 条 事業者は、安全・安心まちづくりについての理解を深め、その事業活動を行うに当たり、その安全確保に努めるとともに、安全・安心まちづくりに積極的に取り組み、市がこの条例に基づき推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業員が安全・安心まちづくりに関する知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、犯罪、事故又は災害等の発生時においては、被害者の救助、関係機関への通報を行う等安全確保のための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等の役割)

第 7 条 所有者等は、安全・安心まちづくりについての理解を深め、その所有する土地、建物、店舗、事業所等の安全確保に努めるとともに、安全・安心まちづくりに積極的に取り組み、市がこの条例に基づき推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(活動推進団体等への支援)

第 8 条 市長は、市民等の安全・安心まちづくり活動の推進を図るため必要があると認めるときは、この活動を推進する団体等に対して情報の提供、助言その他の支援を行うことができる。

(推進体制の整備)

第 9 条 市長は、安全・安心まちづくりを推進するため、市、市民等、警察署その他の関係機関及び関係団体が意見を交換し、相互に連携し、及び協力することができる体制の整備を図るよう努めるものとする。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

○加治木町安全安心まちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪、事故及び自然災害（以下「犯罪等」という。）を未然に防止し、町民みんなが安全で安心して暮らすことのできるまちづくり（以下「安全安心なまちづくり」という。）について、基本理念並びに町、町民等及び事業者の責務を定め、それぞれが連携し、及び協力することにより、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町民等 町内に住所を有し、滞在し、通勤し、又は通学する者及び町内に所在する土地又は建物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(2) 事業者 町内で商業、工業その他の事業を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 安全安心なまちづくりは、町、町民等及び事業者が、「自らの安全は自らで守る」とともに「地域の安全は地域で守る」という基本認識の下に、それぞれの役割を担い、密接な連携を図りながら協働することにより、行われなければならない。

2 安全安心なまちづくりは、町、町民等及び事業者が、地域の安全の確保に関する自主的な活動（以下「地域安全まちづくり活動」という。）を実践するための環境を醸成し、地域安全まちづくり活動を効果的に推進することにより、行われなければならない。

3 安全安心なまちづくりは、犯罪等から得た教訓及び経験が日常生活の中で生かされ、次世代に継承されるよう行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、安全安心なまちづくりを推進するために必要な施策（以下「安全安心なまちづくり施策」という。）を策定し、及び実施しなければならない。

2 町は、安全安心なまちづくり施策を策定し、及び実施するに当たっては、町民等及び事業者の意見を積極的に反映するよう努めなければならない。

3 町は、安全安心なまちづくり施策を策定し、及び実施するに当たっては、警察その他の関係行政機関及び関係団体（以下「関係行政機関等」という。）と常に密接な連携を図るよう努めなければならない。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、安全安心なまちづくりのために、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物その他の工作物を適正に管理するとともに、安全安心なまちづくりに関する知識及び技術を習得し、日常生活における自らの安全の確保に努めなければならない。

2 町民等は、互いに協力して地域安全まちづくり活動の推進に努めるとともに、町が実施する安全安心まちづくり施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、町民等の安全に十分に配慮して、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物その他の工作物を適正に管理するとともに、その事業活動を行うに当たっては、安全安心なまちづくりのために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その従業員に、安全安心なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めなければならない。

3 事業者は、地域と協力して地域安全まちづくり活動の推進に努めるとともに、町が実施する安全安心まちづくり施策に協力するよう努めなければならない。

(町民等及び事業者の責務)

第7条 町民等及び事業者は、犯罪等の発生時においては、被害者の救助、関係行政機関等への通報を行う等安全確保のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(援護を必要とする者への配慮)

第8条 町は、安全安心なまちづくり施策を策定し、及び実施する場合においては、特に、援護を必要とする高齢者、障害者、子ども及び犯罪被害者等に配慮するものとする。

(推進協議会)

第9条 安全安心なまちづくりを総合的に推進するため、加治木町安全安心まちづくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

2 推進協議会は、安全安心なまちづくりの推進に関する基本的な事項について、町長の諮問に応じるほか、町長に対し、必要な意見を述べることができる。

3 推進協議会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体の代表者

(3) 町内に居住する満20歳以上の者で公募に応じた者

(4) 行政機関の職員

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第10条 推進協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 推進協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第12条 推進協議会の庶務は、総務課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第13条 推進協議会の委員が、その職務を行うために要する費用の弁償については、加治木町報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和38年加治木町条例第4号）の定めるところによる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、安全安心なまちづくりに関し必要な事項は、会長が、推進協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。